# BTMU 中国月報

第22号(2007年11月)

# CONTENTS

# **■**特 集

◆ 「日中間取引に係る移転価格戦略」

# ■連載

◆ 「華南新拓展 ~ 華南における新しいビジネススキームを考える」 第2回:「大きな転換期を迎えた華南経済圏 ②」 ~ 華南経済圏の動向を振り返る/その2」

# ■経済

◆ 大きな環境変化を迎えた対中直接投資

#### ■産業

◆ 活況に沸くマカオのゲーミング産業

# ■人民元レポート

◆ 人民元/米ドル為替レート 7.50 割れ

#### ■スペシャリストの目

◆ 投 資:中国における事業統括を再考する

◆ 税務会計:中国の会計・税務

◆ 人 事:中国における人材活用−日本人シニア人材−

# ■MUFG中国ネットワーク

# *国* 次

	中間取引に係る移転価格戦略」 プライスウォーターハウスクーパース
第 2 [	新拓展 〜 華南における新しいビジネススキームを考える」 回:「大きな転換期を迎えた華南経済圏 ②」 〜 華南経済圏の動向を振り返る/その2 三菱東京UFJ銀行 香港支店 業務開発室
	環境変化を迎えた対中直接投資 三菱東京UFJ銀行 経済調査室9
	沸くマカオのゲーミング産業 三菱東京UFJ銀行 企業調査部 シンガポール駐在15
<b>■<i>人民元レポ-</i></b> ◆ 人民元	<b>- ト</b> :/米ドル為替レート 7.50 割れ20
■ <i>スペシャリン</i> ◆ 投	<b>ストの目</b> 資:中国における事業統括を再考する 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(上海)有限公司24
◆ 税務会	計:中国の会計・税務 プライスウォーターハウスクーパース中国28
<b>◆</b> 人	事:中国における人材活用-日本人シニア人材- Pasona Group32
■MUFG中間	<b>国ネットワーク</b> 37

# エグゼクティブ・サマリー

<u>特</u>集「日中間取引に係る移転価格戦略」は、昨今日中共に強化されつつある移転価格税制の概要と対応について解説を行っています。来年施行の中国新企業所得税法における移転価格関連資料の提出に係る文書化規定や、移転価格課税に伴い国際的二重課税が生じた場合の救済手段である相互協議に焦点を当て、移転価格の対策のポイントは如何に合理的な判断基準を用いて分析を行うかにあり、そのためには本社のイニシアティブによるグローバルな移転価格戦略の策定の中で、明確な移転価格ポリシーを打ち出すことが重要としています。

連載「華南新拓展~華南における新しいビジネススキームを考える」は、前回に続きマクロ面から華南経済圏の産業構造の変化を捉えています。輸出型産業が成長を牽引してきた華南経済圏は、90年代後半以降電機・電子関連の外資の進出により、従来の低付加価値製品から高付加価値製品を輸出の主体とする産業構造変化の「第1の波」を迎え、足許では内需型の自動車関連の産業集積と昨今の加工貿易政策の見直しに適合する公算の高い輸出型の液晶関連産業の発展を中心とする「第2の波」に差し掛かっており、産業高度化の更なる進展が期待されるとしています。

経済「大きな環境変化を迎えた対中直接投資」は、最近の外資を取り巻く投資環境の変化について分析しています。中国はこれまで外資優遇政策の活用で高度成長を遂げた反面、外資の産業支配や中国企業の技術開発能力の喪失をもたらしたことから、ここに来て外資選別姿勢に変化し、賃金・土地価格の急騰も相俟って、投資誘因に陰りが出てきたとしています。一方で、「世界の工場」としての産業集積と「世界の市場」としての購買力の向上が新たな投資誘因となり、企業はこうした環境変化に迅速に対応することが重要と指摘しています。

<u>産業「活況に沸くマカオのゲーミング産業」は、カジノ収入が2006年にラスベガスを抜いて世界首位となったマカオのゲーミング産業の現状と今後について纏めています。中国の経済高成長等による中国人来訪者の急増に加え、マカオの規制緩和に伴う外資参入により新たな産業スタイルが持ち込まれたことが活況の要因と分析した上で、今後は全体では引続き成長が見込まれるものの、大型投資計画を控えて競争激化も予想される為、競争力の優劣や戦略の巧拙で格差が生じると見ています。また、マカオ、中国双方の規制変更リスクも指摘し、今後の政策動向に注意を要するとしています。</u>

上海支店人民元レポート「人民元/米ドル為替レート 7.50 割れ」は、共産党大会閉会後の 10 月 24 日に 1 米ドル 7.5 人民元の大台を突破した人民元/米ドル為替レートの動きを捉え、人民銀行の為替市場のコントロール手法と政治の動きとの連動性について検証を行っています。大会前後の銀行間市場の取引動向と人民銀行の公表中間値の推移を見ると、人民銀行の相場への思惑が読み取れるとし、世界規模で未だ小さい中国の銀行間市場では、人民銀行による相場コントロールが相対的に容易であることから、特にスポット市場での水準の節目や政治イベント前後の相場の動きに注視することが人民元相場を見る上で重要としています。

# スペシャリストの目

投資「中国における事業統括を再考する」は、急速な中国市場の拡大と競争激化への対応として、中国内の事業統括再考の必要性について纏めています。中国全土に事業展開する日系企業に見られる課題として、事業部間の中国についての知見が共有されていない、本社から現法への曖昧な権限委譲により意思決定が遅れる等のポイントを指摘し、投資性公司、管理性公司、商業企業保税区貿易会社、コンサルティング会社、駐在員事務所の5つの統括形態の特徴を比較しつつ、事業統括の具体的対応策を示しています。

税務会計「中国の会計・税務」は、2008年より施行予定の新企業所得税法における実務上の重要事項として、中国現法から外国投資者へ支払われる配当に関わる税制について解説しています。新法施行後の企業所得税率の変更や配当に対する源泉所得税率の変更に伴う日本の外国税額控除の効果の違いを比較し、斯かるタックスプランニングから見た企業再編の留意点についても触れています。

人事「中国における人材活用-日本人シニア人材」は、変革期にある中国ビジネスにおける日本人シニア人材の活用について考察しています。日系企業の中国事業を取り巻く環境は、中国の労働契約法、企業所得税法等新法の施行、日本版 J-SOX 導入等、今後各種制度の改正が予定され、加えて製造拠点から消費市場へと中国の位置づけの変化も見られ、中国ビジネスの変革が迫られる時期に差し掛かっているとし、今後大量に定年を迎える団塊の世代の豊富な経験と多様な就労ニーズを活かすことで、変革に迅速に対応する企業が増加しつつあることを紹介しています。



# 日中間取引に係る移転価格戦略

税理士法人 プライスウォーターハウスクーパース 移転価格コンサルティンググループ シニアマネージャー 黒川 兼

企業活動の国際化の進展に伴い国外の関連企業との取引を通じた海外への所得移転が税務問題となるケースは増加の一途であるが、企業グループ内における日中間取引もその例外ではない。所得の海外移転に対処し、適正な国際課税の実現を図る観点から日本と中国ではそれぞれ1986年(注1)と1991年(注2)に移転価格税制が導入されているが、昨今の執行強化により課税リスクが高まり、中国進出の日本企業にとって同税制及び国際的二重課税回避への対応は今後の事業展開にも少なからぬ影響を与える重大な課題となっている。以下では、日中の移転価格税制概要を整理した上で特に企業にとって大きな関心事である同税制に基づく文書化対応と課税後の二重課税の排除についても含めて考察したい。

# 1. 日本と中国の移転価格税制の概要

移転価格税制の概要説明の前に、その導入の趣旨について整理してみる。移転価格税制とは、資本関係等(例えば、親会社・子会社等)のある関連者間の取引価格(移転価格)を操作することによって、特定の関連者の得るべき所得が他国の関連者に不当に移転することを防ぐことを目的とするものである。したがって、結果として海外に所得移転が行われているケースを問題としているのであって納税者に租税回避の意図があったかどうかは問われない。また、同税制上、関連者間の移転価格は、独立企業間価格と呼ぶ独立第三者間であるならば付されたであろう金額でなければならないとされ、移転価格と独立企業間価格が乖離することにより、納税者の申告所得が減少している場合(所得流出)にのみ適用され、逆の場合(所得流入)には適用されない。

1986 年に日本企業の米国法人に対する米国の税務当局による巨額の更正処分が契機となって日本で移転価格税制が導入され、当初の移転価格調査対象は外資系企業が中心であった。近年では、日本企業の海外展開拡大に伴う産業の空洞化が問題視される中で調査対象は日本企業にシフトしてきている。今日まで同税制の制度・規範の整備が 2000 年の法令解釈通達の一部改正や幾度かにわたる 2001 年公表の移転価格事務運営要領の一部改正(注 3) などを通じて行われてきたが、税制執行について納税者の予測可能性を高め、運用の明確化を図ることが課題となっている。

一方、1991年に中国では移転価格税制が導入され、日本企業を含めた外資系企業に対する調査が増加し、課税金額も拡大の傾向にある。制度・規範の整備としては、1998年の基本ガイドライン(注4)や2004年のAPAガイドライン(注5)の公表、2008年1月1日執行の新企業所得税法における移転価格関連規定の制定などが挙げられ、以前から話題となっている文書化義務規定(関連通達)も新企業所得税法と関連して近い将来公表される見通しである。日中の移転価格税制を比較すると、双方の相違点は少なくないが、基本は1995年に公表されたOECD移転価格ガイドラインを基礎としている。



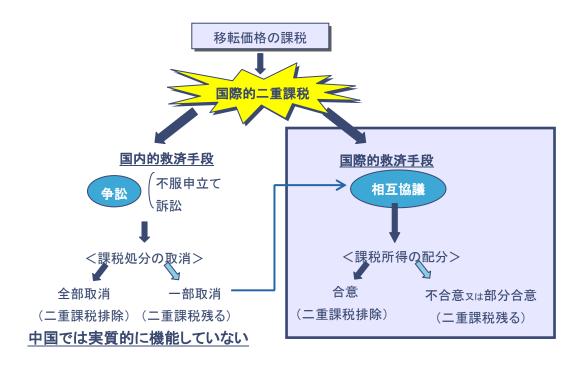
#### 2. 中国の新企業所得税法における移転価格関連規定と文書化義務規定

本年3月に公表された新企業所得税法第6章「特別納税調整」(41-48条)には、コスト・シェアリング、事前確認制度、移転価格関連資料提出、価格更正と延滞利息に係る移転価格関連規定が含まれ、より具体的な内容は近々公表される実施細則で明らかになる。移転価格関連資料提出に係る規定には、申告書への関連企業間取引報告表(注6)の添付を要する関連者間取引に関する開示義務(43条1項)、税務当局の依頼に基づく移転価格の合理性に関する資料の提出義務(43条2項)、税務当局が有する推計課税権(44条)が含まれ、提出文書の構成内容などを含めたより具体的な内容は実施細則に加えて文書化義務規定(関連通達)で明らかになる予定である。

以前から文書化義務規定における提出文書の構成内容は、国際的な慣行に従ったものであるとされ、 産業分析、機能分析、ベンチマーキングを含む経済分析などが含まれると考えられている。ここ数 年来、税務当局内部での様々な議論が行われたことにより文書化義務規定(関連通達)の公表が遅 れているが、新企業所得税法の施行との関係から数ヶ月以内には公表されると考えられる。

#### 3. 相互協議を通じた二重課税の排除と日中二国間相互協議の現状

中国の税務当局の移転価格課税により同一の所得について複数国での課税関係、すなわち国際的二 重課税が生じる結果となった場合、国内法令上の救済手段が実質的に機能していないことから国際 的救済手段である相互協議を通じての二重課税排除を検討する必要がある。



ここでは中国の税務当局の移転価格課税を例としているが、日本の税務当局の移転価格課の場合に国内法令に基づいて救済されたケースは一定程度存在する。国際的救済手段としての相互協議は租税条約に基づく制度であり、租税条約を締結している国同士に限定される。日中間であれば1984年に発効された租税条約(注7)の25条(相互協議規定)を根拠として、国際的二重課税等の条約の規定に適合しない課税を受け又は受けることになると認める者は更正の通知日から3年以内であれば税務当局間の相互協議の申立ができる。但し、租税条約は協議担当の権限のある当局に対して

合意努力義務を定めるのみであり、合意することを保証するものではない。したがって、納税者による必要な資料提出などを通じた権限ある当局への協力が不可欠となる。申立にあたっての具体的手続は、日中ともに関連通達(注8)に規定されている。

日中の税務当局間においては、税務長官会議が年1回と定期的な相互協議が年2回程度それぞれ 開催されている。事前確認を含めていくつかの案件が俎上にあげられている定期的な相互協議は国 税庁長官官房相互協議室と国家税務総局国際税務司反避税工作処の間で開催され、相談件数の増加 とともに今後回数が増加する見込みである。また、本年4月には中国で移転価格課税を受けた日本 企業2社の事案について日中間ではじめてとなる課税案件に係る正式合意が締結された。日中間の 相互協議は定期的に行われるようになってまだまだ日が浅く、実績も限られているため、当面移転 価格税制に基づいた基本的論点についての意見交換やテクニカルな議論に時間及び労力を要する と予想され、相互協議申立から合意締結までのプロセスにおいて特に中国側課税案件については納 税者が通常の説明責任以上に日本の税務当局へ様々な形で積極的に協力していくことがキーポイ ントとなると言える。

#### 4. 今後の日中間取引に係る移転価格税制対策

移転価格税制の対策にあたって難しさのひとつに如何に合理的判断基準を用いて分析を行うかという問題がある。国外関連企業との取引を移転価格の観点から分析するために、まず検証対象となる取引をどのレベルの単位で分析を行うのかを決める必要がある。つまり、関係法令上の基本は個別の取引単位による分析なのであるが、複数の取引を一体とみなして一定のセグメント単位で分析することが合理的に説明できるかを検討し、適切と判断した分析単位を基にして比較可能となり得る比較対象取引または企業並びに移転価格算定方法を選定していくのである。この過程においても比較可能性の程度、適切な利益水準指標(Profit Level Indicator)の選定、比較対象のためのデータ利用可能性など検討する課題は多く、潜在的に多数存在する分析手法について合理的判断基準を用いて決めていかなくてはならないのである。

ここで考えるべき点は合理的判断基準を誰が決めるかということである。例えば、日本でも中国でも今後事前対策が不可欠となる可能性が高い文書化義務について言えば、日本の親会社が明確な方針を示すことなく全体像が見えぬままで個別対応を行った場合、一貫性も乏しい分析をベースとした文書化となり、準備した文書も調査の際に十分な対応が行えるか大きな疑問が残り、課税処分決定後に相互協議申立を行っても権限ある当局に対して合意締結に向けて必要となる説明責任を果たすことに大きな支障が残ることは明らかである。

日本企業が移転価格税制の対策を考えるにあたって重要な点は、本社がイニシアティブを取って グローバルの移転価格戦略を検討していく中で明確な移転価格ポリシーを打ち出し、文書化義務や 課税後の二重課税の排除への対応を含めて積極的に関与していくことであり、このことによって長 期的に移転価格課税リスク並びに事業遂行上に悪影響を与えることを最低限に抑えることにつな がると言える。

- (注1) 現行の租税特別措置法第66条の4(昭和61年度税制改正で導入された制度)
- (注2) 外商投資企業・外国企業所得税法第13条(1991年施行税法に基づき導入)
- (注3) 企業グループ内役務提供(2001年)、無形資産取引(2006年及び2007年)、事例集の公



表(2007年)に係る一部改正などが含まれる

- (注4) 国税発 [1998] 59 号「関連企業間取引税務管理規定」(2004年追加規定公表)
- (注5) 国税発 [2004] 118 号「関連企業間取引の事前確認に関わる実施規則」
- (注 6) 国税発[2007]156 号は 2006 年度以降の事業年度を対象として新たな 7 種類のフォームの 添付を義務付けた
- (注 7) 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人 民共和国政府との間の協定(昭和59年 条約第5号)
- (注8) 2001 年 6 月 25 日付通達「相互協議の手続について」(事務運営指針)及び国税発〔2005〕 115 号「中国居住者(国民)による租税に関する相互協議手続開始申請の暫定弁法」

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

税理士法人 プライスウォーターハウスクーパース 移転価格部 住所:〒100-6015 東京都千代田区霞ヶ関3-2-5霞ヶ関ビル15階

Email: ken. kurokawa@jp. pwc. com

TEL: 03-5251-2457 FAX: 03-5251-2971



# 「華南新拓展 ~ 華南における新しいビジネススキームを考える」 第2回:「大きな転換期を迎えた華南経済圏 ②」

~ 華南経済圏の動向を振り返る/その2

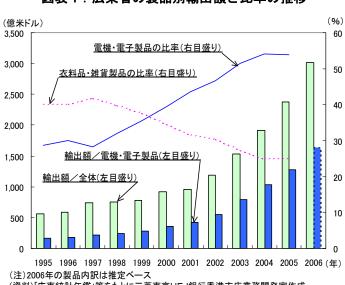
三菱東京 UFJ 銀行 香港支店 業務開発室 支店長代理 江上 昌宏

前回から「華南新拓展」と題して、広東省を中心とした"華南における新しいビジネススキー ム"を考えています。今回も、華南の全体感を捉えるために、マクロ経済環境を中心に、90年代 後半以降の華南経済圏の産業構造変化を捉えてみたいと思います。

# 1.90年代後半以降到来した構造変化の"第1の波"

#### ~電機・電子産業の急成長による輸出産業構造の変化

華南経済圏は、前回述べた通り、保税委託加工貿易を活用した"輸出型産業"を牽引役として 成長を遂げてきました。こうしたなか、90年代後半以降、その"輸出型産業"の構造変化として "第1の波"が訪れました。具体的には、低付加価値製品である「玩具、衣料品、雑貨」主体の 産業構造から、高付加価値製品である「電機・電子(エレクトロニクス)」主体の産業構造へのシ フトが進展したのです。その要因としては、広東省を中心に、競争力のある日系・台湾系・欧米 系企業の電機・電子関連業種による本国からの生産シフトが進むなか、セットメーカーにとどま らず、部品メーカー等の裾野産業の外資進出と地場産業の成長により、コストダウンに弾みがつ き、同業種での輸出競争力が一段と向上したためと考えられるでしょう。事実、広東省の製品別 輸出額の推移をみると(図表1)、電機・電子製品の輸出額は、90年代後半までは200億米ドル程 度でしたが、2005年には約1,300億米ドルに急増しています。これと対照的に衣料品・雑貨製品 の輸出額に占める比率は大きく低下したことからも、産業構造の大きな転換期を迎えたことが分 かります。



図表 1: 広東省の製品別輸出額と比率の推移

(資料)「広東統計年鑑」等をもとに三菱東京UFJ銀行香港支店業務開発室作成

この結果、広東省と香港を含む珠江デルタ地域は、外資系企業を主体に、複写機・プリンターなどの事務機器製品では生産規模が世界の6~7割、デジタルカメラでも同過半を占めるほどの世界の一大生産基地/輸出基地に発展してきました。また、同地域は、外資や地場の部品産業の集積が進んだことにも支えられ、中国地場のメーカーの組立主体に、家庭用エアコン、カラーテレビ(CRT)、電子レンジといった白物家電製品についても、生産規模が世界でもトップ地域に成長してきたのです。2006年の広東省の輸出額に占める企業業態別のシェアをみると、外資系企業は90年代後半の50%程度から約65%までシェアを伸長させていますので、こうした産業構造転換の主体を担ったのは、外資系企業であったことを窺い知ることができるわけです。

こうして華南経済圏は、90年代後半以降も、輸出主導による経済成長が続いてきました。マクロ的にみても、広東省の2006年の輸出額は約3,000億米ドルと中国省市のトップで第2位の江蘇省の約2倍に及びますし、過去4年間の平均伸び率でも26%増と好調に推移しています。こうした背景については、産業構造変化の"第1の波"を超え、高付加価値製品の電機・電子産業が貿易黒字の担い手の主体に成長してきており、広東省では、輸出額の7割以上を占める保税委託加工貿易などを梃子に強い輸出競争力を保持してきたためとみることができるでしょう。

# 2. 足許で到来する構造変化の"第2の波"~産業高度化への兆し

このように輸出主導による経済成長を遂げてきた「華南経済圏」ですが、足許では構造変化の "第2の波"とも言える産業高度化に向けた大きな転換期に差し掛かっています。その構造変化 をもたらす大きな要因としては、①外資系企業による自動車産業に代表される新たな産業集積の 動き、②中国当局による長年牽引役を担ってきた加工貿易政策の見直し、などが挙げられると思 います<sup>(注)</sup>。ここでは、まず、前者について考えてみます。

(注) 全国的な構造変化としては、年率 3%程度での人民元為替相場の上昇と最低賃金引き上げによる賃金上昇圧力に加え、社会保険料徴収強化の動きによる人的コスト負担増等の影響も考えられます。人的コスト負担増に関して、華南固有の事情をみると、内陸からの廉価な出稼ぎ労働者が主体となっているので、①内陸にも外資系企業などの進出が活発化、地方都市などでも職を確保する機会が増加していること、②元々閉鎖的だった華東地区でも出稼ぎ労働者の受け入れを従来以上に容認するようになり、華南と競合するようになったこと、③自動車産業及びその裾野産業が進出、生産能力増強も続き、地域内での人材獲得競争が激しくなっていること、といった要因があります。従って、華南では、労働力需給の面からも以前と比べ人的コスト負担が増嵩すると考えて良さそうです。

#### (1) 内需型産業の代表格となる自動車産業の発展

まず、"第2の波"の中心は、何といっても「華南経済圏」の成長に欠かせない存在となりつつある広州市周辺に集中する自動車産業の発展です。広東省広州市に日本の自動車大手3社であるトヨタ自動車、日産自動車、本田技研工業が出揃ったのは周知の通りですが、今後もこの3社の合弁メーカーによる自動車(乗用車)生産台数の増加を受けて、それに伴い部品・部材メーカーの集積が一段と進展、取引の活発化も見込まれ、大きな経済効果を産むことになるでしょう。大手3社による能力増強投資に基づくと、生産能力では今年中に80万台近くに及びますし、乗用車販売市場が堅調に推移すれば、各社が新たな車種を投入して、向こう1~2年のうちにも、生産能力がさらに増強される可能性もありそうです。そうなれば、図表2の通り、広東省の日系合弁3社の生産台数は、2006年の約46万台(注)から2008年には80万台を突破、2010年には約120万台に達し、この合弁3社だけで中国全体の乗用車生産シェアの15%程度に達することも予想されます。この結果、広東省全体の乗用車生産シェアは、省市トップとなる可能性もあると考えて良いでしょう。



実は、広東省は、二輪を含む自動車産業の生産高では、既に 2005 年時点で 1,314 億元に急増、 中国省市のトップに躍進しています(図表3)。今後、現代自動車や日野自動車による商用車プロ ジェクトも加わると、自動車産業の生産高トップの地位をより強固なものにしていくと考えられ

(注) 中国自動車工業会のデータによれば、2006年の広東省の乗用車生産台数は、約50万台と全国の乗用車生 産台数シェアで 9.6%を占めています。

(万台) 140 г 1 600 40 1.400 120 30 1,200 100 20 1,000 10 80 800 生産台数 60 600 400 40 200 20 0 |2003年||2005年||2003年||2005年||2003年||2005年||2003年||2005年||2005年 2010 (年) 2006 (実績) 2007 (予測) ②吉林省 ⑤浙江省 、①広東省 ③ 上海市 (注)省市名の頭にある数値は、中国の地域別自動車産業生産高の順位を示す。 (注)2007年以降の生産台数の推移は、筆者による予測数値。 (資料)各種資料をもとに三菱東京UFJ銀行香港支店業務開発室作成

図表 2: 広東省日系大手 3 社の生産台数予測 図表 3: 主な省市別の自動車産業生産高推移

#### (2) 輸出型産業の高度化に貢献する液晶関連産業等の勃興

次に、フラットパネルディスパネル(FPD)の主力に成長した液晶関連産業の進出も注目され ます。これまで華南には、液晶テレビ、携帯電話、PC 等の液晶製品の組立メーカー、液晶用バッ クライト、偏光板、光学フィルムといった液晶パネル材料の後工程を中心とした一部の部品・部 材メーカー(外資系企業主体)が進出していただけで、肝心の液晶パネルメーカーに目立った動 きがありませんでした。

(資料)FOURIN資料をもとに三菱東京UFJ銀行香港支店業務開発室作成

しかしながら、最近、台湾勢のパネルメーカーを中心に積極的な事業展開が見られています。 具体的には、2006年に台湾系の中華映管が深むで稼動を開始したのに始まり、2007年半ばから、 台湾系の友達光電 (AUO) が厦門市湖里区の火炬高技術産業開発区で総投資額 10 億米ドル、2007 年10月に台湾系の奇美電子が仏山市南海科技工業園で今後の関連投資を含め総投資額20億米ド ルに及ぶプロジェクトを本格稼動させています。さらに、韓国系では、LG フィリップスが広州 市、中国系では、液晶パネルメーカー京東方などが出資した聚龍光電が深む市に設立、大型投資 を計画するなど、華南では液晶関連産業のモジュール工程を一貫生産していく下地が整いつつあ ります。

中国政府は、FPD 産業を第11次5ヵ年規画(~2010年)のなかでも重要育成産業と位置付け ており、今後は、各種優遇政策を梃子に関連産業を呼び込んでいくことが予想されるので、部品・ 部材メーカーの進出が加速し、産業集積が進む可能性があります。ただし、その場合、国内販売 より寧ろ輸出主体になることが予想されるため、現在進行中の加工貿易制度見直しの影響は出て くるかもしれません。もっとも、結論だけ先取りしますと、液晶関連産業の加工貿易は寧ろ奨励 される公算が高いといえるでしょう。たとえば、IT 製品やバイオ医薬品など先進技術を必要とす る一部製品に関しては、2006年9月の増値税還付率の調整で還付率を17%に引き上げており、同 じ加工貿易でも先端技術製品については輸出を奨励する当局のスタンスが窺えます。こうしてみ ると、華南の先端技術産業は、半導体産業こそ華東などと比べ出遅れた感がありましたが、液晶



関連産業では今後の拡大が大いに期待されるところです。

次回以降では、今回ご説明した"第2の波"に加えて、「華南経済圏」で産業高度化が進むもうひとつの要因である中国当局による保税委託加工貿易政策の見直しによる今後の華南ビジネスへの影響や今後の対応スキームを考えていきたいと思います。

文章中の記載事項は、情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう宜しくお願い申し上げます。その他専門的知識に係る部分については、必ず貴社の弁護士、税理士、公認会計士等の専門家にご相談の上ご確認下さい。

(本稿は香港の週刊紙香港ポスト 2007 年 6 月 22 日号掲載内容を改訂したレポートです)

以上

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

三菱東京UFJ銀行 香港支店 業務開発室

住所: 8F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

Email: Masahiro\_Egami@hk.mufg.jp

TEL: 852-2823-6991 FAX: 852-2823-6744



# 大きな環境変化を迎えた対中直接投資

三菱東京UFJ銀行 経済調査室 調査役 萩原陽子

中国は、78年末の改革開放政策への転換以来、外資優遇策を活用して受け入れた直接投資を原動力として急成長した。しかし、高度成長の結果、中国政府の外資に対するスタンスには選別色が強まり、賃金・土地価格も急速に上昇しつつある。以下では、大きな環境変化を迎えた対中直接投資の現状を詳しくみていきたい。

# 1. 投資動向

対中直接投資は、2004~2006年に年間600億ドル超で推移しているが、すでに高水準にあるだけに成長ペースは鈍ってきた(図表1)。

ただし、2007 年前半は前年比+12.2%と二桁成長に達した。その詳細をみると、地域別では、香港(同+19.3%)ならびにバージン諸島、ケイマン諸島、サモアといったタックスへイブン(3地域合計で同+39.6%)からの投資増による押し上げ効果が極めて大きい。かねてより、これら地域からの投資には外資優遇策を利用するための中国からの迂回投資が多く含まれると考えられてきた。このため、足元の投資加速も、来年初からの外資優遇税制廃止前の駆け込みの可能性が指摘されている。

一方、先進国からの投資は勢いを欠いている。日本 (同▲19.5%)、EU (同▲31.3%) からの投資は大幅減少、米国からの投資も4年連続の減少から+5.4%とようやく下げ止まった程度である。業種別では、不動産投資が2006年の前年比1.5倍に続き、2007年前半には同2.4倍に膨れ上がり、全体を大きく押し上げた。当局はこれを不動産価格と人民元の両方で上昇を見込む投機的な動きとして警戒を強めており、昨年半ば以降、相次いで法的規制を導入し、管理を強化している。

主力の製造業については 2005 年以降の減少傾向に歯止めがかかっていない。中国は外資優遇策と安価な生産コストで外資を惹き付けてきたが、こうした投資誘因に陰りが生じていることが反映していると考えられる。

2007年 2000年 2001年 2002年 2003年 2004年 2005年 2006年 1~6月 香港 190.0 202.3 155.0 167.2 178.6 177.0 179.5 105.4  $(\blacktriangle5.3)$ (7.9)(6.8) $(\blacktriangle 0.9)$ (7.3) $(\blacktriangle5.5)$ (12.7)(19.3)バージン諸島+ケイマン諸島 47.2 67.6 81.8 76.3 99.0 123.2 148.8 95.9 (43.1) (21.0)**(**▲6.7) (29.8)(20.8)(39.6)(45.4)(24.4)EU 44.8 41.8 37.1 39.3 42.4 51.9 53.2 18.9 (2.5) (0.0)(▲6.6) **▲**11.3) (5.9)(7.9)(22.5 **▲**31.3) 韓国 14 9 21.5 27.2 44 9 62.5 51.7 389 18.7 卌 (17.0)(44.3 (26.4)(65.0)(39.2 **(**▲17.3) (**▲**24.6) (11.5)城 日本 50.5 54.5 29.2 43.5 41.9 65.3 46.0 18.1 别 (**▲**1.9) (49.2)**(**▲3.6) (20.6)(7.9)(19.8) $( $\Delta 29.6 )$ (▲19.5) シンガポール 21.4 20.1 234 22.0 12.8 **▲** 17.81 (▲15) (9.0)**▲** 11 9 (A25 (9.8) (2.5 (40.2)米国 43.8 44.3 54.2 42.0 39.4 30.6 28.7 12.6 (4.0)(1.0)(22.4)(▲22.6) **( ▲** 6.2) (▲22.3) **(**▲6.4) (5.4)台湾 29.8 39.7 21.5 23.0 33.8 31.2 21.4 6.9 (**▲**11.6) (29.8)(33.3)( ▲ 14.9) ( 1.8)( 31.0 ) $(\blacktriangle 0.7)$ **▲**33.6) 合計 468.8 527.4 630.2 407.2 535.1 606.3 603.3 318.9 (1.0)(15.1)(12.6)(1.4)(13.3) $( \triangle 0.5)$ (4.5)(12.2)10.3 2.6 農林水産業 9.0 10.0 11.1 7.2 6.0 (▲4.9) (33.1)(14.3)(10.9)**( ▲** 11.7)  $(\triangle 2.6)$ ( 435.1)( 16.8)製造業 258.4 309 1 368.0 374 7 430.2 424 5 400 8 170 1 (19.6)(19.1)(1.8)(14.3)(14.8)**(**▲1.3) ( ▲ 5.6) (▲4.5) 繊維 13.7 19.2 22.8 21.9 23.5 49.2 20.9 8.0 (109.5) $( \blacktriangle 0.3)$ (40.3)(18.8) $(\blacktriangle3.8)$ (7.2)( 57.5 ) $(\blacktriangle5.9)$ 

図表 1: 中国の対内直接投資の地域別・業種別内訳

18.0

15.7

(5.7)

45.9

(46.0)

22.4

(▲39.5

(▲16.7

n.a.

8.6

(**A** 11.2)

 $(\triangle 6.5)$ 

22.0

(22.5)

21.0

(33.8)

70.9

(54.4)

22.7

(1.4)

51.4

(10.3)

n.a.

n.a.

11.7

(36.4)

24.5

(11.4)

23.2

(10.2)

81.4

(14.7)

13.8

(10.2)

n.a.

n.a

9.3

 $(\triangle 20.2)$ 

( 39.5 )

26.0

(6.2)

27.9

(20.3)

63.5

**▲**22.0)

**( ▲** 5.8)

 $(\blacktriangle7.5)$ 

8.7

n.a

11.2

(19.7)

17.2

13.0

26.6

(2.2)

40.7

(46.1)

70.6

(11.2)

11.4

(13.6)

12.7

(46.5)

9.2

7.4

(▲33.7)

28.2

(64.0)

(▲12.0)

28.1

(5.6)

39.7

**( △** 2.3)

77.1

(9.2)

13.9

(21.9)

54.2

(▲8.9)

18.1

(42.5)

10.1

(9.8)

10.4

(40.4)

37.5

(33.0)

26.4

 $(\blacktriangle6.0)$ 

 $(\triangle 3.7)$ 

81.6

(5.9)

12.8

 $(\blacktriangle7.8)$ 

(51.8)

198

10.7

(5.9)

17.9

(72.3)

42.2

(12.6)

38.3

13.3

(12.0)

16.8

 $( \blacktriangle 6.7)$ 

34.7

**( △** 2.3)

( 28.0 )

(138.4)

**▲**12.4)

95

6.6

(17.2)

12.0

(38.9)

16.2

(▲28.4)

4.4

リース・商業サービス

# 2. 大きく変わる投資環境

化学

機械

エネルギー供給

不動産

運輸業

情報通信

卸売・小売業

種

エレクトロニクス・通信設備

#### (1) 外資関連政策の変化

中国の高度成長に対する外資の貢献は衆目の一致するところであるが、近年、中国側の不満は高まっている。外資への依存度が高くなりすぎ、外資による産業支配や中国企業の技術開発能力の喪失をもたらしているというのである。

2006年11月、政府は、外資利用第11次5カ年計画(2006~2010年)を公表したが、そのなかでも、前計画期の問題として、①外資による主要企業のM&Aや市場独占、②技術のスピルオーバーの乏しさと知的財産権の乱用による中国企業の自主革新への阻害効果、③外資優遇政策に伴う外資系企業と中国企業との不公平な競争環境——などを挙げている。今計画期には、その対応策として、M&Aに関する監視強化、知的財産権の乱用防止策、外資系企業・中国企業ともに適用する企業所得税(法人税)法などを提起した。すでにこうした方針に沿った具体策の導入は進みつつある。

<sup>(</sup>注) 1. 上段は金額(単位:億ドル)、下段()内は前年比伸び率(単位:%)。

<sup>2.</sup> 合計はその他を含む。

<sup>(</sup>資料)商務部資料、CEIC等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

#### ①M&A 関連法制

外資による M&A は外資利用 5 カ年計画でも問題視されたが、従来は、買収先となる中国企業の競争力強化に加え、国有中小企業の他形態への転換における受け皿として、おおむね好意的に受け止められてきた。しかし、足元では、M&A の対象が基幹分野の大企業にまで広がったために、官民問わず危機意識を刺激するに至った。

そこで、2006年9月、外資によるM&A に関し、「外国投資家の中国企業買収に関する規定」が施行された。重点産業、経済の安全性、著名ブランドなどに関わる案件は商務部の認可を要するとして審査権限が強化された。また、一方の当事者において、中国内の売上高が15億元超、中国市場でのシェアがM&A前で20%、M&A後で25%などの条件のいずれかに該当すれば、審査対象になるという独占禁止条項が独占禁止法制定に先立って盛り込まれている。

さらに、2007年8月に採択された独占禁止法(2008年8月実施)では、M&A に関しては市場シェアの高いケースが審査対象となるが、加えて、外資の場合は国家の安全に関わるケースも審査を要すると規定された。

#### ②外資優遇税制の廃止

外資利用 5 カ年計画で提起される前から、外資優遇税制廃止は長期に渡る検討課題であった。 現状は、通常の企業所得税率 33%に対し、外資系企業には一定条件の下で 15%ないし 24%の低税率の適用に加え、二免三減と呼ばれる制度(利益が出た年度から数えて 1~2 年目は免除、3~5年目は半減)もあり、中国企業の不満は大きかった。

2007年3月の全国人民代表大会(全人代)において、外資系企業・中国企業一律に適用される企業所得税法が成立、2008年初から実施となったため、外資に限定された優遇措置は5年間の経過措置を経て廃止される。

2008年以降、一般税率は25%に引き下げられ、重点分野のハイテク企業には15%、中小企業には20%の低税率が適用される。また、優遇税制の対象として、農林水産業、インフラ投資などが残り、新たに、ベンチャーキャピタルおよび、環境保護、省エネルギー・節水関連事業・設備が加えられた。さらに、経済特区など特定地域のハイテク企業には一層の優遇税制が適用される。これら優遇措置の詳細は、別途出される具体的な規定に基づくものとされ、未だ明らかではない。

#### ③貿易黒字抑制策

貿易黒字の急増に伴う対外摩擦の深刻化により、輸出が奨励から抑制の対象になってきたこと も外資系企業にとって逆風といえる。従来、国内市場を中国企業向けに確保するという意味で、 外資系企業は輸出を強く推奨されてきたこともあり、中国の輸出の5割強を担っている。

2005 年頃から、政府は、輸出時の付加価値税還付率の引き下げを頻繁に行うようになったが、 当初は、エネルギー多消費型、高汚染型産業の抑制が目的で、鉄鋼・非鉄金属が主たる対象となった。最近はこれに加えて、輸出抑制を視野に入れ、労働集約型製品も多く含まれるようになり、 総計で2006年9月には1,321品目、2007年7月には2,821品目の還付率が引き下げられた。2007年7月の引き下げ品目数は全体の4割に上る。

また、加工貿易規制も増えている。この背景には、外資系企業が主導する加工貿易を貿易摩擦の元凶として問題視する当局の認識があるとみられる。実際、人民銀行(中央銀行)は2006年第3四半期の「貨幣政策執行報告」で、「中国の貿易黒字拡大の主因は加工貿易であり、さらに、加工貿易の8割は外資系企業によるもので、中国内での付加価値は低い」と指摘している。

2006年11月に804品目が加工貿易禁止対象に加えられ、原材料輸入時に関税と付加価値税が課税されることとなった。2007年8月には、1,853品目が制限対象として保証金台帳制度に基づき、

原材料輸入額に対する関税・付加価値税を保証金として積み立てねばならなくなった。もっとも、 香港企業の要望を受けて、保証金積み立てについて銀行保証の利用を認めるという救済策が出され、負担増に歯止めがかかった。

なお、従来は、優良企業は保証金積み立てを免除、一般企業は50%積み立てとされていたが、 今回の変更で、優良企業・一般企業ともに東部10省・直轄市では積み立てを義務付けられる一方、 中西部では積み立てを免除されるという地域別の扱いとなった。加工貿易を中西部に誘導しよう とする政府の意図が明白に示されている。

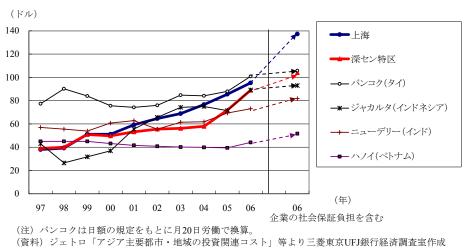
# (2) 賃金・土地価格も上昇へ

外資優遇税制の廃止や輸出奨励策の削減は外資系企業のコスト増につながるものであるが、足元のコスト増要因はそれだけにとどまらない。

中国においては、都市部と農村部が戸籍で明確に分離されているものの、約3億人の都市労働者に加えて、農村部から1億人を超える出稼ぎ労働者が都市の労働市場に参入し、賃金上昇圧力を抑制してきた。

ところが、胡錦濤政権が都市労働者との格差是正を目標に掲げて農民所得政策を推進した結果、 出稼ぎ労働者の増加ペースが鈍る一方、高成長により労働需要が高まったことから、2004年頃から主要工業地帯を中心に労働者不足が発生した。

こうしたなか、格差是正と労働者確保の両面から、各地で最低賃金の大幅上昇が続いている。 社会保障費の企業負担率が大きいうえ、以前より厳格な徴収が進んでいることもあって、実態的 な労働コストの増加率は周辺諸国に比べ際立っていると考えられる(図表 2)。



図表 2:中国と周辺諸国の月額最低賃金

企業の社会保証負担率 (%)

上海	44
深セン特区	17~18
バンコク	5
ジャカルタ	4.24~5.74
ハノイ	17
ニューデリー	12

加えて、2007年6月に可決成立し、2008年初から施行となった労働契約法も一段のコスト増を 余儀なくさせる。終身雇用の拡大、試用期間の短縮、派遣労働の制限など、現行法に比べ、大幅 に労働者の権利を強化し、雇用の長期化を促すものになっている。このため、コスト増への目配 りもさることながら、労務制度の整備が急務となっており、これを怠れば、不測の法務リスクを 抱える恐れもある。

土地についても、従来、企業誘致のために開発コストを度外視して低価格譲渡ないしは無償提供などが行われてきたが、これが看過されなくなった。本年から工業用地は地域別に15等級に分類され、1㎡当り60~840元の払い下げ最低基準価格が設定された。また、都市部では土地使用



税は3倍に引き上げられ、従来は支払い対象でなかった外資系企業も納税者に含められた。

# 3. 外資系企業に不可欠な環境変化への理解

中国は巨額の外資を活用して高度成長を遂げたが、足元では、外資優遇措置の削減に加え、賃金・土地コストも上昇するなど、改革開放以来の投資誘因に陰りがみえる。その一方で、「世界の工場」として産業集積を築き、「世界の市場」としての購買力を誇るという別の投資誘因が魅力を増している。

個々の企業はこうした環境変化を踏まえた投資判断を迫られている。具体的な選別方針については外資利用第 11 次 5 カ年計画が参考になろう(図表 3)。農業近代化、エネルギー開発、インフラ整備、省資源・環境保護などが奨励対象となっており、中国が必要に迫られている分野だけに、外資の参入を積極化せざるを得ないという事情が窺われる。逆に、低効率、エネルギー多消費型、高汚染型の外資プロジェクトは厳しく規制すると明言されている。

図表3:外資利用第11次5カ年計画の方針

	農業:エコ農業、高付加価値品の栽培・飼育、農業廃棄物総合利用、バイオマスエネ
	展表:ユコ辰素、尚竹加価値面の栽培・飼育、辰素廃棄物総合利用、バイオマスエネールギー開発、近代的な農業技術・経営管理。
	電子情報、石油化学、化学、自動車:大規模化、先進技術の導入。
	<u>塩丁間報、石価化子、化子、自動車</u> ・八焼候化、光連収削の等へ。  機 <b>械、軽工業、繊維、素材、建設、建材等の伝統産業</b> :先進技術、設備及び管理の導
外資を活用した産業構造の最	1 た通じて 再短・お某
適化・高度化(そのための奨	八を通じて、丹柵・以早。   <b>エネルギー</b> : 国内の石油天然ガスの試掘、開発、利用及び輸送パイプラインの敷設、
励案件)	再生可能エネルギーの開発。
1	インフラ整備: 道路、港湾及び鉄道等の交通プロジェクト、水道・ガス・電気の供
	給、汚水及びゴミ処理等の都市インフラ整備、特に中西部、東北部等の旧工業基地の
	都市インフラ整備と資源枯渇型都市の再生産業。
	<奨励>資源節約・資源総合利用。環境保護事業。スクラップ金属、廃タイヤ、廃棄
	電子製品等の工業廃棄物の回収利用及び生活ゴミ、汚泥の資源化。中西部地区の生態
資源節約・環境保護	環境。バイオマスエネルギー、クリーンエネルギー。
> MANAGA SKAPAKINA	<b>&lt;規制&gt;</b> 低効率、エネルギー多消費型、高汚染型の外資プロジェクトを厳しく規制。
	外資系企業による水質汚染、大気汚染、廃棄物汚染等に対する総合対策を強化し、汚れ物質の排出をコントロール。
	染物質の排出をコントロール。   銀行・証券・保険:外資受け入れを通じ、コーポレートガバナンスを含む経営改善、
	<u>歌灯・此分・休房</u> :外質受り入れを通し、コーホレートガバナンスを含む経営改善、   商品、サービスの向上を推進。
	電信:WTO加盟時の約束に厳格に基づき、外国企業が法定の範囲内において合弁方式
	で国内電信業務を展開することを許可し、外資の電信付加価値サービス市場における
よこじつ要の与り 問む	投資を拡大し、基礎サービス市場の開放を慎重に進める。
サービス業の対外開放	<u>商業</u> :外資小売企業の適度な増加、国内の大型商業企業の外資導入によりノウハウを
	吸収。独占禁止・公平取引の監督管理を強化し、中国企業と外資系企業の大中都市に
	おける合理的な分布、市場シェアを維持する。
	<b>物流</b> :外資系大企業が国内に物流企業を設立することを奨励する。国外の資金、設
	備、技術を利用した、国内物流施設の建設・経営への参加を奨励。
より開放的な自主開発システ	外国企業による高度技術、高付加価値の加工・製造段階ならびにR&D拠点の移転、多
ムの確立	国籍企業による生産拠点、サービスアウトソーシンク拠点、研修拠点の設立を奨励
	し、技術のスピルオーバーを通じて、中国企業の自主開発能力を強化。
	東部:全国に先駆けて、ハイテク化、サービス化に向けての外資利用の「量」から
地域経済の協調発展の促進	「質」への転換を実現。
	中西部、東北部:資源・環境、発展の優位性ならびに潜在能力に基づき、地域ごとの 位置付けを明確化。沿海部からの外資の移転を促進。
_	
	就業、技術進歩、産業構造調整等の促進などの面で、外資系企業の牽引力を発揮させる。  ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
外資利用方式の多様化	る。産業構造調整及び企業改革の必要性に基づき、重点業種・分野に対する国の主導権を維持したうえで、外資が買収、株式参入、再投資等の多様な形式で国内企業の再
/ 1 東 (1777 / 1777 /	権で維持したうなど、外質が質収、体丸多八、骨投資等の多様な形式と国内正果の骨ににあられるよう誘導する。
 	クロ相正木ンス川で持て大畑/ シーバ、 生 一木 に カガックに 場口である。

(資料) 「外資利用第11次5カ年計画」等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

製造業では、近年の投資拡大により、ほとんどの業種で十分な生産能力を持っていることから、 外資に求めるのは、業界再編・改革、技術・品質のレベルアップ、優良中小企業の育成などへの 貢献、ないしは中西部、東北部への移転である。これに対し、輸出企業においては、中国内陸部 へ移転するならば、むしろ、ベトナム等、他のアジア諸国という選択もあり得よう。

なお、製造業のなかで、電子情報、石油化学、化学、自動車は奨励業種に指定されているが、いずれも、政府が国有大企業を中心とした発展というビジョンを描く業種であり、そのための貢献が外資に期待されている点は十分認識しておく必要がある。

外資系企業による高度技術、高付加価値の生産工程ならびに R&D 拠点の移転は自主開発能力の 創出に向けても不可欠であることから、奨励対象となっている。しかし、中国における知的財産 権侵害問題が法整備の進展にもかかわらず、改善をみせないことが大きな障害となっている。知 的財産権保護への取り組みは不可欠ながら、欧米企業を中心にライセンス供与によるロイヤリティ確保に重点を置くケースも増えており、こうした方式も検討の余地があろう。

サービスに関しては、雇用機会の拡大、省エネルギー産業構造への転換などへの効果に加え、WTO 加盟時の約束遵守という側面からも、対外開放の促進が志向されている。実際、小売、サービスなどでは従来に比べ認可が下りやすくなっているといわれ、第1表の通り、投資額も増加基調が目立つ。ただし、外資利用5カ年計画には、金融業における外資側の出資規制、商業における外資系企業の適正な市場シェアの維持など、外資の浸透に対する警戒感も強く滲んでいる点は念頭に置く必要がある。

以上をみてくると、外資を必要とする分野は未だに少なくはないが、外資による産業支配回避への政府の意思は強い。そのうえ、発展とともに中国が必要とする外資は着実に限定されてくる。 巨大市場や産業集積を重視し、中国事業を維持・拡大するとすれば、環境変化に迅速に対応するとともに、中長期的にも中国側にとってのメリットをアピールできることが重要となろう。

以上

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

三菱東京UF J銀行 経済調査室

ホームページ (経済・産業レポートとマーケット情報): http://www.bk.mufg.jp/rept\_mkt/index.html



# 活況に沸くマカオのゲーミング産業

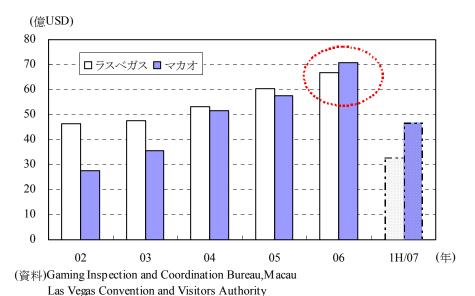
三菱東京 UFJ銀行 企業調査部 シンガポール駐在 調査役 矢田部 充康

マカオのゲーミング産業が目覚しい成長を続けている。主力のカジノ収入をみると、急ピッチの拡大基調を維持しており、2006年には、米国ラスベガスの同収入を抜き世界第1位に踊り出た。市場の成長過程で参入業者の顔ぶれも大きく変動。従来の運営業者は地場資本が中心であったが、ここ数年は米国資本を中心とした外資系が相次いで新規参入したことで、業界シェアが大きく変動してきている。そこで本稿では、マカオのゲーミング産業の現状と今後の見通しについて展望してみた。

#### 1. 加熱するマカオのゲーミング産業

#### (1) 米国ラスベガスを追い抜いたマカオのカジノ収入

マカオとラスベガス (米国) のカジノ収入の推移をみると、マカオは直近 5 年間で年率 26.4% 増程度のピッチで増加、2006 年には約 70 億 US ドル (559 億マカオパカタ) に達し、米国ラスベガス (66 億 US ドル) を追い抜き世界トップの座を確保した (図表 1)。また、2007 年上半期についても、前年同期比 47.5%増の約 47 億 US ドル (379 億マカオパカタ) と半期ベースで過去最高を更新するなど、増勢を続けている。



図表 1:マカオ・ラスベガスのゲーミング収入推移

(2) 急増した中国からのカジノ来訪者

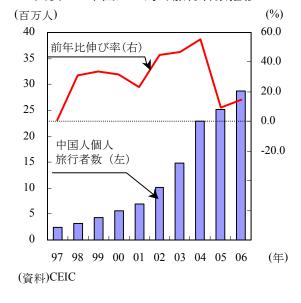
この背景には、後述の通り、マカオに魅力ある巨大カジノが相次いで新設されたという供給サイドの要因もあるが、今まさに"海外旅行ブーム"を迎えている中国からのカジノ来訪客が急増

したという需要サイドの要因が大きい。近年、中国では経済高成長が続くなか、急ピッチで所得 向上が進んでおり、沿岸部地域を中心に拡大している富裕層をはじめ、一般所得者層でも海外旅 行をはじめとしたレジャー支出意欲を急速に高めている。また、中国政府によるマカオへの個人 旅行解禁や外貨持ち出し制限の緩和もあって、カジノを目的にマカオを訪れる中国人旅行者が急 増しているのである。

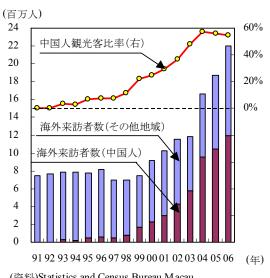
従来、中国では、出張などビジネス目的の海外渡航やパッケージツアーなど団体旅行を除いて 海外旅行が認められていなかった。しかし、2003年7月に中国政府が広東省居住者に対して香港・ マカオへの個人旅行を解禁したのを皮切りに、北京・上海など都市部をはじめ主要各省で段階的 に個人旅行の自由化が進められており、足許ではすでに国内 49 都市の居住者に対して個人旅行 (自由行)が認められている。実際、中国の海外旅行者数の推移をみると(図表2)、個人旅行解 禁の影響が効いたとみられる 2004 年には前年比 55% 増の約 23 百万人となったほか、直近 5 年間 でも年率 30.0%増と急ピッチの増加基調を辿っている。つれて、自由行の対象国となったマカオ や香港では、海外来訪者全体の半数以上を中国人が占めるに至っている。マカオの海外来訪者数 をみると、2001年の 10.2 百万人から 2006年には 21.9 百万人と倍以上となっており、なかでも中 国人旅行者の伸び率が特に大きく、同国旅行者の占める割合は全体の6割弱に至っている(図表 3)。中国人旅行者によれば「一般にカジノは主要なエンターテインメントの一つ」と位置付けて おり、同国旅行者はこれまでも団体旅行を通じてマカオやマレーシアのカジノを訪れるケースが 少なくなかった。こうしたなか、個人旅行の解禁を受けて合法カジノが楽しめるマカオへの個人 旅行者が一気に増加、その結果マカオのカジノ市場拡大に拍車が掛かったのである(注)。

(注) 加えて、中国政府が外貨持ち出し規制を緩和したことも、中国人の娯楽支出を加速したものとみられる。中国では、2003 年9月に外貨持ち出し上限額を US\$1,000 から US\$3,000 へ引き上げたほか、2005 年8月にはさらに US\$5,000 にまで上限 額を引き上げている。





図表 3:マカオの海外来訪者数推移



(資料)Statistics and Census Bureau,Macau

#### (3) 存在感を一気に高めた外資系新規参入組

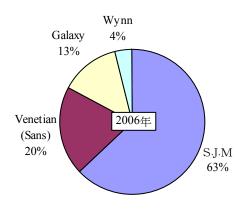
このように、マカオのカジノ市場全体は高成長を遂げているものの、参入業者の動向に目を向 けてみると大きな変化が生じている。すなわち、従来、アジアで最古かつ最大規模のカジノを要 するマカオでは、既存業者である Sociedade de Jogos de Macau 社(〈澳門博彩〉、以下 SJM)が独 占的にカジノを運営しており、その他外資の参入は認められていなかった。ところが、マカオが中国に返還された 99 年以降、政府はカジノライセンスの開放を検討し始め、2002 年に 3 つのカジノ経営権を SJM 及び外資系であるラスベガスサンズ(米国系)とギャラクシー(香港系)の合弁企業、ウィンリゾート(米国系)に交付した。その後も、同政府が同 3 社による準経営権の売却を認めたこともあって、結果的に 6 社(注) が経営権または準経営権を保有することになった。

(注) 現在参入する 6 社とは、SJM (地場) 及びギャラクシー (香港)、ラスベガスサンズ (米国)、ウィンリゾート (米国)、MGM (米国)、メルコインターナショナル (香港) と PBL (豪) の合弁企業となっている。なお、ラスベガスサンズとギャラクシーの合弁会社についてはすでに提携関係を解消している。

このため、2004 年以降は、サンズ(Sans/Venetian)やギャラクシー(Galaxy)、ウィン(Wynn)といった外資系3社が新規に参入し、SJMのシェアを奪う格好で急拡大している。実際に、2006年のシェア状況をみると、SJMは63%までシェアを低下させた一方、外資新規参入組は、サンズが20%、ギャラクシーが13%、ウィンが4%と合計で市場全体の37%を占めるに至っている(図表4)。

こうしたシェア構図の変化は、新規参入した外資系業 者が"従来型カジノ"とは異なる"米国ラスベガススタ イル"を導入したことが大きい。すなわち、外資系業者 は、豪華で開放感のあるカジノホールに、最大規模のテ ーブル数(200~470 席)やスロットマシン数(350~900 席)を誇るカジノ施設に加え、ショッピングエリアや劇 場など充実した付帯施設を設けた。また、ディーラーの 接客対応をはじめ、来場者への無料飲食サービスの 提供など顧客サービスを向上するなど従来にない新 たな趣向を導入したことで人気を博しており、従来 型カジノ (テーブル 50~180 席、スロットマシン 100 ~300 席)を圧倒したのである。具体的には、米国 系のラスベガスサンズが、2004年5月にマカオで「サ ンズマカオ(金沙)」を開設したほか、2007年8月 にはカジノのほかに、劇場や展覧会場、ショッピン グモールなどを含む複合娯楽施設として最大規模の 「ヴェネチアン」をオープンした(図表 5)。また、 ウィンが2006年9月に豪華なシャンデリアや庭園の 噴水で宮殿風にアレンジしたカジノ「ウィン・マカ オ(永利)」を開設したほか、香港系のギャラクシー

図表 4:カジノ業者の市場シェア



(資料)GICJ Macau,各社公表資料

図表5:新設されたカジノ

時期	新設されたカジノ	事業者
2004年5月	Sans Macau	Las Vegas Sands
2004年7月	Galaxy Waldo	Galaxy
2006年2月	Galaxy Rio Casino	Galaxy
2006年5月	Galaxy Grand Waldo	Galaxy
2006年9月	Wynn Resort Macau	Wynn
2006年10月	Galaxy Star World	Galaxy
2006年12月	Fisherman's Wharef	S.J.M
2007年2月	Grand Lisboa	S.J.M
2007年5月	Crown Macau	Melco&PBL
2007年8月	Venetian Macau	Las Vegas Sands

(資料)新聞報道など各種資料

も 2006 年 10 月に「ギャラクシー・スターワールド(銀河星際)」をオープンした。いずれも、カジノ施設や付帯施設などハード面だけでなく、顧客サービスなどソフト面でも従来型カジノと大きく差異化を図ったことで、VIP 顧客だけでなく、家族連れの旅行者などを含むマス顧客層の取り込みに成功したのである。

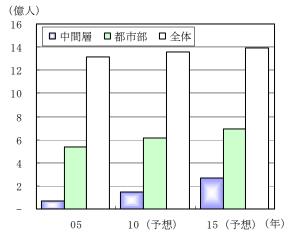
# 2. 新たなステージに突入するマカオのカジノ市場

#### (1) マス顧客を牽引役に拡大する市場

今後も、マカオのカジノ市場は、マス顧客の拡大 が牽引役になって引き続き高成長を続けよう。

中国における中間所得者層(以下、中間層)の拡大を背景に、同国からのカジノ来訪者数の増加に一段と弾みがつくとみられるためである。近年、中国では、経済高成長を背景に所得水準が増しており、比較的上位の所得層に位置する中間層の割合が高まっている<sup>(注)</sup>。中間層は、安定した収入があり、住宅や自動車などの購入のほか、旅行やレジャーなど各種エンターテインメントなどサービス支出に回す余裕をもっている層のことで、2005年時点で中国には66百万人存在する模様である。今後も、中国では、

図表 6: 中国の人口・中間層見通し



(資料) 国連「World Population Prospecs」、経済産業省「通商白書」 (2006年) をもとに三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

2008 年に北京五輪を控えており開発案件が目白押しであることもあって同国の経済成長率は 9% 台の高成長を続ける公算が大きく、中間層の厚みは一段と増すことになろう。当行の試算によれば、中国(都市部)の中間層は、2015 年には現在の約 4 倍の 270 百万人に成長する見込みである(図表 6)。こうした中国における中間層の拡大は、近隣の香港やマカオを中心とした海外への旅行者数の増加につながり、マカオでのカジノ支出などレジャー関連支出の拡大をもたらすものと見込まれよう。また、中国政府による個人旅行解禁の動きや外貨持ち出し規制緩和の動きもさらに加速する見通しであるだけに、中国からのカジノ訪問者数の増加には一段と拍車が掛かることになりそうだ。

(注) 一般に、中間層は、一定水準以上の安定した所得を背景に、消費市場における重要な購買層を形成する。中間層の判断 基準としては、年収3,000米ドル以上で定義されることが多い。

#### (2) 激しさ増すカジノ運営業者間競争

もっとも、マカオでは 2009 年にかけて大規模なカジノ新設計画が相次いでいるとあって、カジノ運営業者間の競争は激しさを増すことになりそうだ。具体的には、今年に入ってからも、地場の SJM が 2 月に外資系業者に対抗する格好で、300 テーブルを有する "グランドリスボア"を既存のリスボアホテル前に新設したほか、年内に 174 テーブルを有する "ポンテ 16"を開設する予定であるなど、老舗の同社も比較的規模の大きいカジノを新設する計画である (図表 7)。一方、外資系業者も大型投資を加速している。

なかでも、市場の注目を集めたのはラスベガスサンズが今年8月に開設した"ヴェネチアン"である。これは、750テーブル、4,000マシンとカジノ施設の規模の大きさに加え、付帯施設として、3,000室の巨大豪華ホテルやブランドショップを含めて350店舗も入居する巨大ショッピングセンター、15千席と大規模な会議場、ミュージカルなどを催す劇場(1,800席規模)を付帯施設とするこれまでにない"総合的な娯楽施

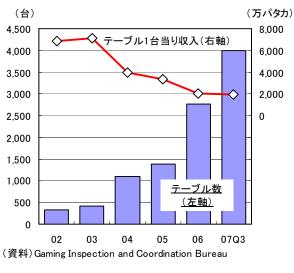
図表7:カジノの新設計画

時期	新設されるカジノ	運営業者
2007年11月	Ponte 16	SJM
2007年12月	MGM Grand Paradise	MGM&Pansy Ho
2008年第3四半期	Sheraton	Las Vegas Sands
2008年第3四半期	Four Seasons	Las Vegas Sands
2008年第3四半期	Shangri-La	Las Vegas Sands
2008年第3四半期	Cotai Mega Resorts	Galaxy
2008年第3四半期	City of Dream	Melco
2009年第3四半期	Oceanus	SJM
2009年第3四半期	3rd Casino	Melco
2009第4四半期	Shun Tak Nam Van	SJM
2012年第1四半期	Wynn Cotai	Wynn

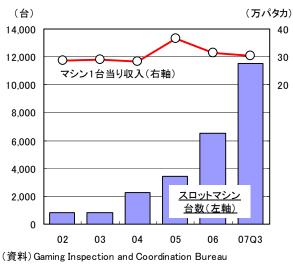
(資料)新聞報道などをもとに当部作成

設"が登場した。さらに、この他にも、"MGM グランドパラダイス"や"コタイ・メガリゾート"、"ウィンコタイ"など外資系の巨大施設が相次ぎ開設される予定である。すなわち、現時点で明らかとなっている計画だけでみても、今後3年程度で大規模なカジノ施設が新たに10施設以上もオープンする予定であるほか、テーブル数が2006年の約5倍、スロットマシン数が同約6倍まで増加する見通しとなるなど、供給側が需要拡大ピッチを上回る可能性が高い。このため、この先運営業者間の競争激化に伴いテーブル1台、マシン1台あたりの収益の低下は避けられそうにない。すでに、ここ数年でみてもカジノ新設に伴う競争激化を背景にそれぞれ1台あたりのカジノ収入は低下している。具体的にみると、カジノ施設数が2004年の15施設から、2007年には27施設となったことに伴いテーブル数が倍増したことから、テーブル1台当りの収入(年間)は、04年比で約1/2の水準にまで落ち込んでいる(図表8)。また、スロットマシンについても、大規模かつ最新の同機器を有する外資系業者の参入に伴い認知度が高まり、一時は2005年にかけて収入が増加したが、ここ数年は台数の増加を背景に下落に転じている(図表9)。

図表8:テーブル数・1台当りの収入



図表9:スロットマシン数・1台当りの収入



このように、マカオのカジノ市場全体でみれば、引き続き成長軌道を辿るとみられるものの、カジノ運営業者各社による積極的な大型投資が相次ぐことで業者間競争の激化が避けられそうになく、一様に恩恵を享受することは容易ではないとみられる。それだけに、競争力で優るカジノが逸早く投資額を回収できる一方、競争力で劣るカジノは投資回収時期が遅れるなど、今後の競争力の優劣や戦略の巧拙に応じて、格差が生じることになりそうだ。もっとも、ゲーミング産業はそもそも規制産業とあって突如の免許資格の変更やカジノ税の変更がないとはいえないうえ、中国政府の国民に対する渡航規制も緩和される方向にあるものの、先般、中国広東省当局にみられたように突如のビザ発給制限など急な変更に乗り出す可能性もなしとはしないといったリスクを孕んでいる。このため、今後も政府の規制・管理動向などにも注視していく必要がありそうだ。

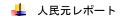
以上

#### (連絡先)

三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在 大榎 靖崇

住所: 6F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

TEL:852-2249-3031 FAX:852-2521-8541





# 人民元/米ドル為替レート 7.50 割れ

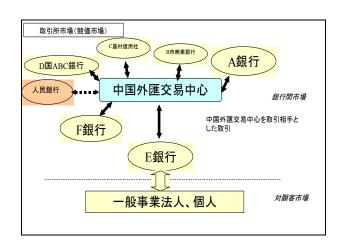
三菱東京UF J銀行(中国)市場業務部 為替資金課長 田中 利朗

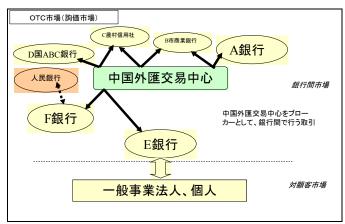
米ドル/人民元為替レートは、10月24日には人民銀行発表中間値ベースで当面の大台とされていた7.50の水準を突破した。共産党第17回全国代表大会(「17大」)の会期終了後の突破は、その前週から十分予想されていた。本稿では、改めて現在の人民銀行の為替市場のコントロール手法、政治の動きとの連動性について検証してみたい。

# 1. 現在の人民元為替市場について

・ 本欄でも何度か紹介しているが、現在、中国ではOTC市場、取引所市場二つの銀行間 市場が存在している。

<人民元為替市場(出所 : 各種資料よりBTMU(中国)市場業務部作成)>





- ・ 上記左図が取引所市場(競価市場,Auto Matching System, Anonymous)、右図が相対市場(詢価市場,OTC, Bilateral) と呼ばれる。
- ・ 両市場でのスポット取引のボリュームは依然として公開されていないが、BIS統計 (2007年4月のデータ)から推定されるのは約100~150億ドルである。(下記表は中国での銀行間スポット取引の大半が人民元を相手通貨としている、という前提で算出した)
- 単純に取引高を世界規模で比較してみると、その規模は決して大きいものではない、と言えよう。

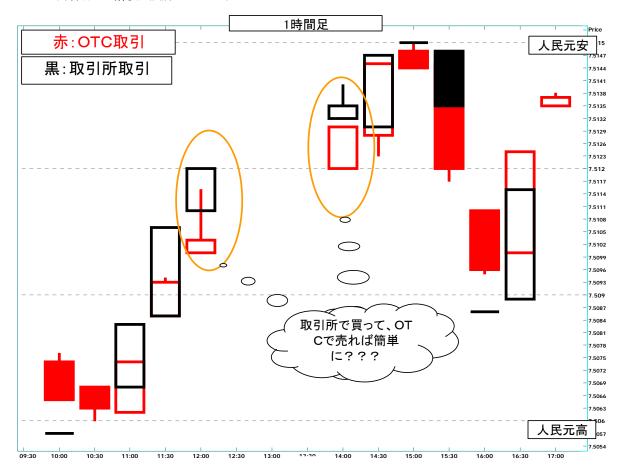
<中国のスポット市場規模(出所:BIS統計よりBTMU(中国)市場業務部作成)>

	幣種	比率		一日あたり取引ボリューム
1	USD	86.3%		17,213 億ドル
2	EUR	37.0%		7,380 億ドル
3	JPY	16.5%		3,291 億ドル
4	GBP	15.0%		2,992 億ドル
	• • • •	• • •	• • •	
	• • •		• • •	
8	HKD	2.8%		558 億ドル
• • •	• • •	• • •	• • •	
• • •	• • •	• • •	• • •	
			• • •	
20	CNY	0.5%		100 億ドル
•••			• • •	
合計				39,890 億ドル

# 2.9月末の市場での現象

- ・ ドル/人民元のスポット取引は 90%以上が銀行間OTC市場での取引とされているが、9 月末週の某日、これら二つの市場が奇妙な動きを示したことがあった。
- ・ 下記はその日のOTC市場と取引所市場のグラフを並べて見たものである。

< 9 月某日の情況 (出所:ロイター) >

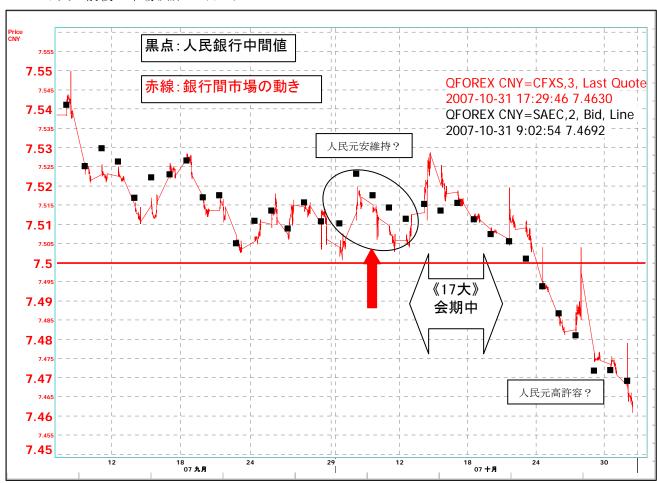


- ・ 二つの市場の間には特に垣根は無い (相対的に取引所市場には中小金融機関が参加しやすいが)ことから、午前 11 時前後と午後 2 時前後には、取引所取引で安く人民元を買い、OTC取引で人民元を高く売れば、労せずしてスプレッドが得られる、という時間がそれぞれ 1 時間ほどあったことになる。
- ・ また、当然ながら取引所取引において、安く人民元を売りつづける市場参加者が常に存在していたということも読み取れる。これだけの事実を以っては全て中央銀行の思惑、とは言えないまでも、9 月末の時点では人民元高を押し下げる何らかの意図が働いていたものと思われる。

# 3. 10月に入ってからの"17大"前後

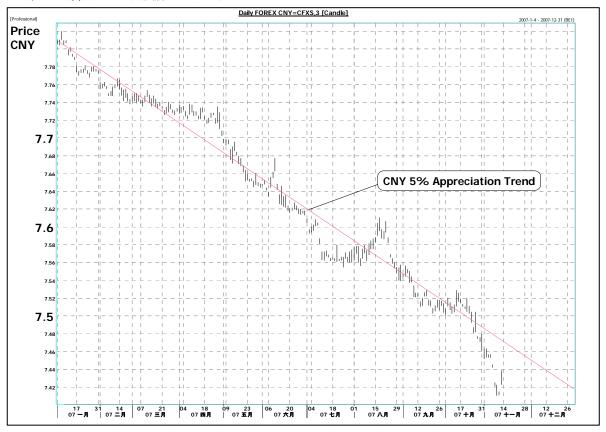
• 10月に入ってからの人民銀行中間値の動きからは、さらに明確な人民銀行の思惑が読み 取れた。

#### < "17 大"前後の市場(出所:ロイター)>



- 7.50 という水準は一体何だったのか?下記図からは「年率5%」を中心とした誘導目標が見えてくるようである。
- ・ 年初の 7.81 に対して、10 月の 7.50 という水準は 9 月末の時点で年率換算 4.5%にあたる。市場の大方の予想通りではあるが、2007 年末へ向けては 7.41~7.45 くらいの水準で引き続きコントロールされる可能性が極めて高くなってきたものと思われる。

< 5%の上昇トレンド(出所: ロイター)>

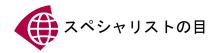


#### 4. まとめ

- ・ 中国の人民元為替市場のボリュームは世界規模で見ると未だ小さいものであり、現在の 中国人民銀行の実力から考えると、人民元相場のコントロールは相対的には簡単なこと と思われる。
- ・ また、銀行間の信用格差が大きいために存続されていると思われる取引所市場は相場の 分断を生みやすくなっており、伝統的に中国人民銀行が利用してきたコントロール手法 は今だ健在である。
- ・ 少なくともスポット市場では水準の節目及び政治的イベントの前後での相場の動きを注 視することは依然として人民元相場を見る上では重要なことと言えよう。

(2007年10月31日)

以上



# 中国における事業統括を再考する

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(上海)有限公司 企業進出チーム コンサルタント 鶴田 祐二

# 1 事業統括はなぜ必要か?~在中国日系企業の課題~

中国における事業統括の概念はそれほど新しいものではない。投資性公司(傘型会社、holding company)については、1994 年に《外国投資家の投資により投資会社を設立・運営することに関する暫定規定》が当時の対外経済合作部(現商務部)が発布されたのを皮切りに、これまで 8件の関連規定が発布されている。一般的に事業統括会社を設立する目的は、簡単に言えば中国全土に散らばっている事業会社を取りまとめるためであり、「中国本社」として一定の権限委譲が行なわれているケースが多い。

日系企業の中でも、いわゆる大企業の多くは既に事業統括会社を設立しており、設立していない企業についても、弊社にご相談いただくケースが未だに多い。その背景としては主に以下のような理由があげられる。

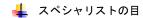
- ・ 事業部主導での中国進出であるため、各事業部の利害関係から横串機能がなく、中国につい ての知見が共有できない。
- ・ 各現地法人の経営陣は、一般的に技術畑、営業畑出身者が多く、中国独特の法務、財務、税務、HR マネジメント、リスクマネジメント、システム全般、知的財産権保護などの専門的な知識が不足している。また、日常業務に忙殺されており、突発的な事項が起こった場合、有効な善後策が取れない(最近の例で言えば、2008年施行の労働契約法への対応など)。
- ・ 現地法人に権限委譲されておらず、重要な決定事項は本社が行う構造になっている。本社も 中国の独特な商慣習を理解し難く、説明に対する理解、判断に時間ばかり浪費し、意思決定 のスピードが遅れがちである。
- ・ 過去中国は外資誘致において「一業種一企業」という原則を取ってきたため、また加えて WTO 加盟規制緩和前は、各種規制が存在したため、結果的に各地に拠点を設置せざるを得ず、事業の重複が生じているケースがある。
- ・ 各現地法人がそれぞれ広告、販促活動、人材採用などを行なうため、中国における販売先/ 一般消費者に対するインパクト、ブランドイメージが弱くなりがちである。

上記のような事例に該当する企業では、何らかの統括機能が必要であると考える。次の章では、 統括機能を発揮するためにどのような企業形態があるか紹介する。

#### 2 事業統括を行なうに当たっての企業形態

#### 2-1 投資性公司(傘型会社、holding company)

投資性公司の特徴は、各事業会社に投資を行なうことができる、という点と「一業種一企業」にとらわれない幅広い経営範囲にある。登録資本金のハードルが高いが、中国国内の事業会社を統括していく上で必要な多くの業務を行うことができる。認められる経営範囲は、①設立時、②3,000 万米ドルの資本金を払い込み、かつ傘下企業に対する投資活動に使用済み時、③「地域本

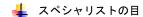


部」認定時、の各フェーズによって異なる。条件を満たしていけば、経営範囲が増えていくイメージである。

資料1 投資性公司の経営範囲

	司の経営範囲
フェーズ	認められる経営範囲
①設立時	・ 外商投資企業の設立が認められる分野に対する投資
	・ 傘下企業の自社用設備、事務設備、生産に必要な原材料の購入、傘下企
	業が生産した製品の販売の代理、協力、アフターサービス
	・ 傘下企業間の外貨バランス調整
	・ 傘下企業への技術指導、従業員教育、人事管理
	・ 傘下企業への借入保証
	・ 中国国内における研究センターの設立
	・ 投資者、傘下企業へのコンサルティングサービス
	・ 傘下企業の親会社及び関連会社へのサービス業務
	・ 傘下企業に対する財務支援
	・ 外商株式会社を設立する際に発起人になること
②3,000 万 USD	・ ①で認められた全ての業務
の資本金払い込	・ 傘下企業が生産した製品の購入販売
み、かつ傘下企	・ 傘下企業への輸送、倉庫保管などの物流サービス
業に対する投資	・ 輸出割当制度、許可管理制度が採用されていない商品の輸出
活動に使用済み	・ 傘下企業が生産するシステムの購入販売
時	・ 傘下企業の製品の国内における販売店、代理店、投資性公司あるいは親
	会社が技術移転を行っている国内企業に対する技術サービス
	・ 市場調査を目的とし、親会社の製品を少量輸入し、国内でテスト販売す
	ること
	・ 傘下企業が使用する自社設備のオペレーティングリース或いはオペレー
	ティングリース会社の設立
	・ 輸入した製品に関するアフターサービス
	・ 国外で請負工事を行なう資格を持つ中国国内企業の国外請負工事への参
	加
	・ 親会社を製品の輸入、国内販売
③「地域本部」	・ ①及び②で認められた全ての業務
認定時	・ 国外の親会社、関連会社の製品輸入、国内販売
	・ 傘下企業及び多国籍企業製品のアフターサービス及びそれに必要な部
	品、原材料の輸入
	・ 国内企業からサービス業務の委託を引き受けること
	・ 物流配送サービス
	・ 財務公司の設立、傘下企業に対する財務サービスの提供
	・ 国外の工事の請負、国外への出資、ファイナンスリース会社の設立
	・ 中国国内の企業に生産委託、中国国内外における販売

- 注) 地域本部の認定には以下の要件を満たす必要がある。
- ・払い込み済み登録資本が1億米ドル以上、或いは払い込み済み登録資本が5,000万米ドル以上、申請前1年の投資先企業の 資産総額が30億人民元以上、かつ利益総額が1億人民元以上。
- ・最低登録資本 3,000 万 USD の用途について以下の条件に合致していなければならない。企業の新規設立、関連会社の出資(払



い込み未了の部分への出資、増資、研究開発センターなどの機関の設立への出資、中国国内会社の株式購入)。

・研究開発センターを設立済みである。

#### 2-2 管理性公司

上海市の場合、≪上海市において多国籍企業が地域本部を設立することを奨励する暫定規定≫という通知において、管理性公司の設立を独自に規定している。管理性公司は、統括管理を行なうが、投資活動を行わない事業統括形態である。登録資本金の要求が投資性公司に比べるとかなり低い(200万米ドル)。そのため、投資性公司の業務の大きな柱である投資業務を行なわない場合、管理性公司の設立も要検討である。

#### 資料2 管理性公司の経営範囲

- ・ 投資経営方針の決定
- マーケティング
- · 資金運用及び財務管理
- 技術支援及び研究開発
- ・ 情報サービス
- ・ 従業員の育成及び管理
- ・ 法律、法規、規則で規定するその他の経営、管理及びサービス活動

#### 2-3 その他の形態

事業統括を行うその他の形態として、≪外商投資商業領域弁法≫に基づく商業企業、保税区貿易会社、コンサルティング会社、駐在員事務所などの企業形態も一考に値するであろう。販売統括であれば、商業企業或いは保税区貿易会社で可能であり、また総務、財務、経営戦略部などのいわゆる間接部門であれば、コンサルティング会社でも実施可能である。本社との連絡業務などに限るのであれば、駐在員事務所でも構わない。新規設立する事業統括会社の経営範囲を考え、投資性公司、管理性公司を設立する必要がない場合、名を棄てて実をとることもできる。

その他の形態で統括を行う場合、経営範囲の逸脱に注意しなければならない。例えば駐在員事務所の場合、実務上市場調査的なこと、営業支援的なことができてしまうが、当局に発覚した場合、経営範囲違反と看做される可能性が非常に高い。また、事業統括を上記のような形態で行うと、中国国内の組織構造上において、投資性公司及び管理性公司と違い、既存の事業会社と並列に置かれる可能性がある。その場合、例えばマネジメントフィーがちゃんと受け取れるか、簡単に言えば既存事業会社がいうことを聞くかという問題がある。その点については、日本本社を巻き込んで、権限の移譲について周知徹底させる必要がある。

#### 2-4 各形態の経営範囲比較

各形態でできる業務をまとめると資料3の通りである。

資料3 各形態の経営範囲比較

	投資性公司	管理性公司	商業企業 保税区貿易会社	コンサルティング会社	駐在員事務所
出資機能	0	×	×	×	×
販売	0	×	0	×	×
購買	0	×	0	×	×
プーリング	0	×	×	×	×
財務支援	0	0	△ ※内容次第	△ ※内容次第	△ ※内容次第
研究開発	0	0	×	×	×
人事支援	0	0	△ ※内容次第	〇 ※内容次第	△ ※内容次第
システム	0	×	×	×	×
工事請負	0	×	×	×	×
物流	0	×	×	×	×
加工貿易	0	×	×	×	×
リース	0	×	×	×	×
コンサルティング	0	0	〇 ※内容次第	〇 ※内容次第	×

注)投資性公司の場合、フェーズによって行える業務が限られる。また、根拠法の記載が曖昧な部分も多々あるため、実際 に企業を設立する際は、関係当局及び専門家に業務の可否を確認する必要がある。

# 3 事業統括会社のあるべき姿

既存の事業統括会社で成功している企業の共通項は、中国事業に対する「本気度」が高く、それを実行に移している企業である。そのような企業は統括機能についての権限委譲が大幅になされていて、人事においても本社のキーパーソンを中国事業のトップに据えている。逆に上手くいっていない企業は、事業統括会社設立時に明確なビジョンを打ち出しておらず、また権限委譲も曖昧なため、後手の管理しかできていない傾向にある。

市場の拡大及び競争の激化がドッグイヤーで進む中、日本企業が中国で勝ち抜いていくためには、既存の企業については、事業統括機能について改めて見直し、設立していない企業はその必要性について検討する価値があるであろう。

以上

# (執筆者のご連絡とメッセージ)

中国における事業統括に関するコンサルティングは、下記までお問い合わせ下さい。

三菱日聯諮詢(上海)有限公司

企業進出チーム コンサルタント 鶴田 祐二

所在地: 〒200120 上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯亜大厦 2301 室

TEL: 86-21-5888-3590(103) FAX: 86-21-5047-2180

# 税務会計:中国の会計・税務

プライスウォーターハウスクーパース中国

今月は、2008年より施行予定の新企業所得税法における実務上の重要事項に関して、Q&A形式で解説致します。

#### ◆税務 (担当:夏静)

#### Question:

新・企業所得税法施行後の外国投資者が受け取る配当について、検討事項や留意点などありますか? また、日本親会社が受ける影響には、どのようなものがありますか?

#### Answer:

2007 年 3 月 16 日、全国人民代表大会において可決された「中華人民共和国企業所得税法」(以下、新法)は、2008 年 1 月 1 日施行です。新法施行後の影響に備え、企業は改めて現在の税務アレンジを見直し、今後の最適タックスプランニングを検討するべきといえます。本号では、主に外国投資者へ支払われる配当に関する留意点、及び源泉所得税についてまとめてみました。

#### 新法施行後の配当への源泉所得税率

中国の企業所得税法などを含む関連規定では、外国企業が中国国内に機構や拠点を持たず、中国国内より配当、利子、賃貸料、ロイヤルティ等の所得を取得する場合、或いは、機構や拠点を有しているものの、機構や拠点と実際に関係のない上述所得を取得する場合、源泉所得税は20%となっています。

外資誘致としての投資環境を整えるために、中国政府は既に多数の国家/地域と租税条約を締結しています。香港、シンガポール、英領バージン諸島及びバルバドス等の国家/地域は、本国の税負担が比較的低く、且つ、有利な優遇税制を享受できるとして、最近、タックスへイブン地域として注目されています。ごく一部の国家/地域ではありますが、外国投投資者へ支払われる配当に関する源泉所得税率を以下のように比較してみました。

	普通税率	条約税率 (日本)	条約税率 (香港)	条約税率 (シンガポール)
配当	$0\%^1$ / $20\%$	10%	5% / 10%²	5% / 10%²

# 注)

- 1. 現行の中国所得税法では、外国投資者は外商投資企業の登録資本の少なくとも 25%を保有している場合、取得した配当に関する源泉所得税は免除
- 2. 中国企業からの配当に 5%の税率が適用されるのは、受領者たる香港またはシンガポール 居住者が中国企業の資本の少なくとも 25%を保有している場合で、その他の場合は 10% の税率

現行の企業所得税法では、外国投資者に対して一般に支払われる配当は、源泉所得税が免税となっています。一方、外国投資者が中国から取得する利子、賃貸料、ロイヤルティ、その他類似所得に対する源泉所得税は優遇税率 10%となっています。

2008 年以降の利益配当について、新税法における詳細は、実施細則の公布が待たれている状況です。今後上述の減免税優遇が取り消されてしまった場合、租税条約が締結国の投資者に一定の保障を提供することになるでしょう。そのため、中国国内の外商投資企業は2007 年 12 月 31 日までに海外投資者への利益配分を完了する場合、その利益配分については、上述の配当源泉所得税の免税優遇を享受できます。

# 日本への配当における留意点(外国税額控除)

# 1. 外国税額控除制度

国外取引に係わる二重課税排除方式として日本は外国税額控除方式を採用しています。外国税額控除には、日本企業の中国源泉所得に対する中国企業所得税(PE 課税)及び源泉税(配当、利子、使用料等)を対象とする直接外国税額控除と、日本企業が中国子会社(孫会社を含む)から受領した配当に関して当該外国子会社の納税した中国企業所得税を対象とする間接外国税額控除があります。また、各々の外国税額控除にはみなし外国税額控除の制度があります。みなし外国税額控除("Tax Spearing Credit")とは、所得源泉地国(中国)において特別に減免(優遇税制)された外資企業所得税について、当該減免がなかったもの(納税した)と"みなし"て日本で外国税額控除を認める制度であり、直接外国税額控除及び間接外国税額控除の両者に適用されます。

#### 2. 配当に係わる外国税額控除

新企業所得税法に伴う、日本におけるみなし外国税額控除の適用状況は以下のようになり、みなし外国税額控除の減額に伴い節税メリットが低下すると考えられます。

#### i ) 直接外国税額控除

新企業所得税法では国外配当に関する源泉免除規定が廃止され、標準税率 20%適用されることが予定されておりますが、日中租税条約の規定により 10%の源泉税率が予定されております。なお、みなし外国税額控除額は 10%減少することになります。

	源泉税	みなし直接外国税額控除	
	(直接外国税額控除)	(租税条約第23条3項a)	
2007 年配当	源泉免除(0%、中国優遇税制)	外資独資子会社:20%	
(2006 年分利益の配当)		合弁子会社:10%	
2008 年配当	※10%課税	外資独資子会社:10%	
(2007年分利益の配当)	(租税条約第 10 条)	合弁子会社: 0%(適用なし)	
2009 年配当	※10%課税	外資独資子会社:10%	
(2008年分利益の配当)	(租税条約第 10 条)	合弁子会社: 0%(適用なし)	

#### ii) 間接外国税額控除

2008 年以降の利益を原資とする配当に関しては、みなし間接外国税額控除額が標準税率 33% から 25%との差額 (8%の減少) になります。

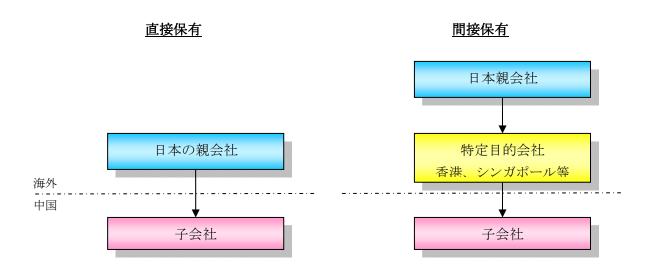
	外資企業所得税	みなし間接外国税額控除
		(条約第23条2項、交換公文)
2007 年配当	標準税率:33%	33%と実際納税税率(免除含
(2006 年分利益の配当)	優遇税率:15%、24%	む)の差額
	減免税: 0%~15%	
2008 年配当	標準税率:33%	33%と実際納税税率(免除含
(2007 年分利益の配当)	優遇税率:15%、24%	む)の差額
	減免税: 0%~15%	
2009 年配当	標準税率:25%	25%と実際納税税率(免除含
(2008年分利益の配当)	新規の優遇税制:15%	む)の差額
	(経過措置)	
	優遇税率:15%、24%	
	減免税: 0%~15%	

※日本における間接外国税額控除(みなし間接外国税額控除を含む)の適用は、直 近年度の利益から順次配当されたものとして、外国法人税額(減免額を含む) を計算(後入れ先出し的取扱い)することになっています。

# <u>企業再編案の可否</u>

通常、中国と租税条約を締結しない外国企業も、または既に租税条約を締結したものの、取得した配当に対して比較的高い源泉所得税を徴収されている外国企業も、タックスへイブン地域(例えば、香港、シンガポール及び英領バージン諸島等)を利用し、特定目的会社(SPV)を設立することで、配当源泉所得税を最小化させることも実現可能です。

以下の図表において、日本投資者が中国子会社を直接保有・間接保有する場合のこれら子会社から取得する税引後利益を比較してみます。



仮定:

-2008年1月1日より、新法では、中国国内企業(100%子・孫会社)が外国投資者 へ支払う配当には、源泉所得税10%とする

-海外投資者は日本の親会社であり、特定目的会社のタックスへイブンは香港とする -子会社の税前利益 240、税金 60 (25%)、支払う配当は 180 人民元とする

		直接保有	間接保有
中国	子会社税引後利益:	240	240
	企業所得税(25%)	(60)	(60)
	支払い配当	180	180
	源泉所得税:	(18)	(9)
香港	特定目的会社取得配当:	-	171
	源泉所得税:		0
日本	親会社取得配当:	162	171
	法人税(40%):	(96)	(96)
	外国税額控除額: 直接外税控除(源泉税)	18	0
	直接みなし外税控除	18	0
	間接外税控除	60	69
	間接みなし外税控除	0	0
	納税総額:	0	(27)
	親会社税引後利益:	162	144

上表より、日本独特の国内税制を考慮した上で、日本投資者にとっては、子会社を直接保有するほうが、間接保有するよりも節税メリットがあるといえます。そのため、日本投資者が中国国内の子会社を直接保有するという組織構造を継続維持できるものと考えられます。ただし、一部の日本投資者にとっては、ビジネス上、香港等のタックスへイブンにおいて特定目的会社を設立することも可能です。新法の施行後、グループ再編において、簿価で持分を譲渡する場合、企業所得税が発生しない等に関する現行の税務優遇は取り消される可能性があります。新法施行後、係る税務上の影響を避けるために、相応の持分譲渡の手続きは2007年12月31日までに完了させるべきであることに注意が必要です。

また、日本投資者が英領バージン諸島等、現時点で中国と租税条約を締結しない国家/地域において特定目的会社を設立し、中国国内における外商投資企業を管理し、尚かつ、上述の特定目的会社が現地で実質的な経営活動を行わず、全ての利益が中国国内の外商投資企業からもたらされる場合、新法施行後、中国税務機関は、これらを「居住者企業」とし、企業所得税の課税対象にすると予測されることがあるため、企業再編を行う場合、十分な配慮が必要と思われます。

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

プライスウォーターハウスクーパース中国 中国日系業務担当パートナー 齊藤剛

中国上海市湖浜路 202 号普華永道中心 11 楼

Tel: 86+21-61238888Fax: 86+21-61238800 応する必要があります。

# 人事: 中国における人材活用ー日本人シニア人材ー

Pasona Group

中国では、2008年1月1日より、労働契約法施行、企業所得税法施行がトピックスとなっていますが、近年、個人所得税課税強化、移転価格税制の本格化、増値税還付率の見直し、加工貿易制限の強化、新企業会計基準の適用等の種々の制度変更が企業経営に変革を迫っています。同時に日本国内における J-SOX 導入、コンプライアンス強化等の潮流にも日系中国現地法人は対

併せて、製造拠点中国から、巨大消費市場中国へという変化への対応も、日系企業の中国ビジネスが新たなステップへ入る為の変革を迫る要因となっています。

中国事業の変革に対応する為の人材の活用に関して、本号では、大量の団塊の世代が定年を迎える、日本人シニア人材の活用を考察致します。

#### 【図1:最近の制度改正と現場への要請】

中国	日本			
制度改正				
◆ 労働契約法施行(2008年1月1日)	◆ J-SOX 導入			
◆ 企業所得税法施行(2008年1月1日)	◆ 移転価格税制の強化			
移転価格税制の本格化				
個人所得税課税強化				
増値税還付率見直し等				
◆ 新会計準則の適用				
◆ 加工貿易制限の強化				
必要とされる対応				

#### 必要とされる対応

#### 【製冶】

中国製品に対する風当たり、中国市場向け研究開発の要請、人件費をはじめ各種経費の増大、新規委託加工業認可の制限等、安価で豊富な労働力が強みであった製造現場の変革。

#### 【経営管理】

日中双方の各種制度の変更に伴う、中国事業管理、運営体制の見直し。

#### 【営業、マーケティング】

競争激化が著しい巨大消費市場に対応できる体制の構築。

#### 具体的要請

#### 【製造】

- ⇒①品質管理強化、品質向上の要請。
- ⇒②中国人技術者の技術力向上の要請。

#### 【経営管理】

- ⇒③連結決算、内部統制強化、コンプライアンス強化に対応できる管理体制構築の要請。
- ⇒④経営の現地化の為の中国人幹部育成の要請。

# 【営業、マーケティング】

- ⇒⑤本格的マーケティング、営業体制の構築の要請。
- ⇒⑥有能な中国人営業マンの育成の要請。

#### 1、日本人シニア人材の概要

パソナグループでは、1997年の中国事業開始とともに、日本人の中国法人向け紹介を実施してきました。通貨危機後の"コスト削減"が中国進出の命題であった時期と重なり、本社からの駐在員の出向を抑える為に、技術職を中心にシニア人材の中国事業向け中途採用の要請が事業開始当初から旺盛でした。

日本では、15歳 $\sim$ 64歳を生産年齢と分類しており、現在は総人口の 65.0%が生産年齢人口、そのうち 55歳 $\sim$ 64歳は 14.8%を占めています。

高年齢者雇用安定法が昨年 4 月 1 日から施行され、企業は 65 歳の年金受給年齢まで、何がしかの雇用継続の選択肢を提示することが義務付けられましたが、就労人口減少時代に突入し、雇用側の人材引止め策として、雇用延長制度や再雇用制度を運用する企業が増加しています。長年蓄積した貴重な技術力、知識の伝承、集約化の為に制度を運用する動きもあります。

- 10月12日厚生労働省より公表された「平成19年就労条件総合調査結果の概要」では、
- ①定年制度を定めている企業における定年年齢は「60歳」が86.6%と依然として最も多いが、 前年に比べて3.9 ポイント低下し、65歳は2.8 ポイント増加し9.1%。
- ②定年後の制度として「勤務延長制度\*1」がある企業の割合は23.5%、「再雇用制度\*2」がある企業は77.6%で前年比14.9 ポイントの上昇。
- ③定年後の制度の導入に際し課題となっていることは、「給与体系の見直し」がトップでついで「健康面への配慮」。

と報告されています。

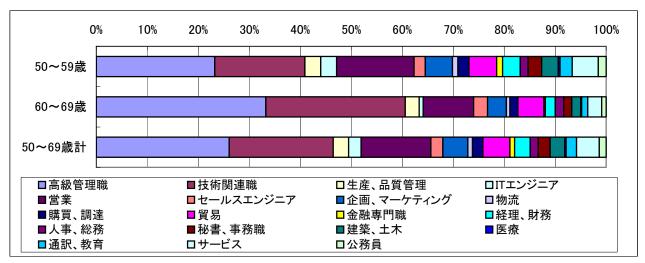
- \*1) 定年年齢に到達した者を退職させることなく引き続き雇用する制度
- \*2) 定年年齢に到達したものを一旦退職させた後、再び雇用する制度

「継続雇用制度」を導入した企業のうち、希望者全員の継続雇用制度を導入した企業は 38.8% と公表されていますが、海外転職で経験を活かしたいというシニア人材はネガティブな動機より、再度自己の経験を海外で活かしたいというポジティブな動機が主流です。

「定年の定めの廃止」「65歳以上定年」「希望者是認 65歳以上雇用継続」のいずれかを導入し、何らかの雇用形態で 65歳まで働ける措置をとった企業は全体の 37%となっていますが、この様な選択肢の増加にも関わらず、中国・アジアでの就労志向を持ったシニア人材は増加しています。

現在、パソナグループのアジア地域各法人に登録されている、50代、60代の中国、アジア地域への就職希望シニア人材は、50代1,701名、60代696名です。(2007年10月末現在)図2は、中国、アジア地区就職希望シニア人材の職種分析です。

# 【図2:シニア人材経験職種分析】

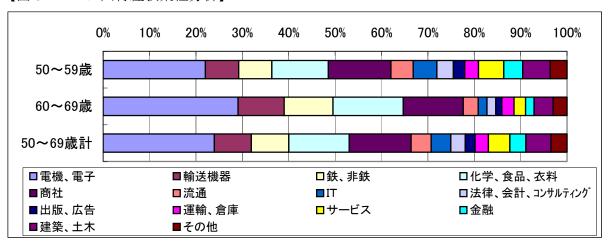


現在中国法人の製造現場で課題となっている、品質管理、品質向上、技術力向上の為の技術関連 職経験者、生産、品質管理経験者は 23.4%にのぼります。

経営管理体制の見直し、幹部育成が可能な海外法人の経営管理職経験者は 26%、専門職としての経理・財務経験者、人事経験者は 4%という状況です。管理系シニア人材に対する求人が増加しているのが、最近の傾向です。

中国市場向けマーケティング、営業職管理職としは、有能な中国人スタッフの登用が盛んですが、本格的なマーケティング手法の導入や営業スタッフ育成が可能な、マーケティング、営業経験者は 20%となっています。

【図3:シニア人材経験業種分析】



中国進出企業が多い電機、電子業界経験者が最多で、製造業経験者が53%に上りますが、近年進出が多い、第三次産業では、商社経験者が最も多いという状況です。

#### 2、シニア人材活用時の留意点

# 【社会保険】

中国では、外国籍人材は社会保険の付保対象外となっています。従って、日本人を中国現地法人 採用とした場合、健康保険/医療保険、年金保険、労災保険、雇用保険/失業保険は一切付保され ないこととなります。

現地採用(現地法人との雇用契約)の場合、医療、労災保険の代替として民間の旅行傷害保険を 購入することが一般的です。

年金保険としては、任意で国民年金保険に加入し、その経費は就労者個人負担の場合と雇用側が 補填する場合とがあります。

#### 【所得税】

中国の個人所得税は中国人、外国籍人材とも累進課税方式で源泉徴収されるのが通常ですが、基礎控除額は中国人はRMB1,600元、外国籍人材はRMB4,800元と異なります。また、個人所得税課税が強化されており、183日ルールによる日本源泉所得の合算納税は厳格に実施する必要があります。

また、2006年11月8日に国家税務総局より「個人所得税自己納税申告弁法(試行)」が交付され、年間所得12万元以上の個人所得があった場合、中国国内2箇所以上の事業所から所得を得た場合、中国国外から所得があった場合等には、確定申告が必要となっています。基本的には個人の責任による申告であり、申告漏れの場合は個人が責任を追及されることとなり、従来以上に注意を要します。

図4は、同額の給与を日本、香港、中国で支払った場合の、就労者の手取り給与額、企業の雇用コストを日本を100%として比較したものです。

シュミレーション 1 : 支払い給与=月時給与¥200,000 円×12 ヶ月=¥2,400,000 円/年シュミレーション 2 : 支払い給与=月時給与¥600,000 円×12 ヶ月=¥7,200,000 円/年 \* 基礎控除が最低限の場合を設定

【図4:所得、雇用コスト比較】

(表示通貨:日本円)

	シュミレーション1:月次給与¥200K*12ヶ月		シュミレーションン2:月次給与¥600K*12ヶ月			
	日本	香港	中国	日本	香港	中国
給与所得控除	¥900,000	¥0	¥0	¥1,920,000	¥0	¥0
社会保険控除	¥292,752	¥120,000	¥0	¥864,336	¥168,000	¥0
基礎控除	¥380,000	¥1,400,000	¥892,800	¥380,000	¥1,400,000	¥892,800
控除額合計	¥1,572,752	¥1,520,000	¥892,800	¥3,164,336	¥1,568,000	¥892,800
所得税課税対象額	¥827,248	¥880,000	¥1,507,200	¥4,035,664	¥5,632,000	¥6,307,200
現地通貨	¥827,248	62,857	97,239	¥4,035,664	402,286	406,916
所得税額	¥41,300	¥47,600	¥242,940	¥379,500	¥975,201	¥1,365,660
日本比	100%	115%	588%	100%	257%	360%
ネット所得額	¥2,065,948	¥2,232,400	¥2,157,060	¥5,956,164	¥6,056,799	¥5,834,340
日本比	100%	108%	104%	100%	102%	98%
社会保険(企業負担)	¥310,752	¥131,760	¥0	¥901,544	¥203,280	¥0
雇用コスト	¥2,710,752	¥2,531,760	¥2,400,000	¥8,101,544	¥7,403,280	¥7,200,000
日本比	100%	93%	89%	100%	91%	89%

シニア人材の海外就職では、厚生年金を継続したいという希望が多く聞かれます。単身赴任で家族を日本に残すことも多く、日本の社会保険の付保が条件という人材も少なくありません。

図5は、日本(本社)で契約社員として一部給与を負担し、日本払い給与額に応じた社会保険料 を就労者、雇用側双方が負担し、中国納税となる個人所得税は企業負担となるシュミレーション です。

シュミレーション3:雇用条件

年俸: JP¥7,200,000

\* 日本払い給与=JP¥1,000,000 \*中国払い給与=JP¥6,200,000 \*所得税企業負担

手当て、フリンジベネフィット

住宅手当: RMB10,000/月 旅行傷害保険: JP¥150,000/年

雇用元宛て出張旅費:JP¥150,000×2回/年 赴任旅費: JP¥300,000/年

# 【図5:日本、中国法人雇用コスト分担ケース】

(通貨:日本円) 費用負担者 就労者 日本本社 中国現地法人 日本払い給与 1,000,000 日本雇用主負担社会保険料 144,972 日本個人負担社会保険料 137,472 中国払い給与 6,200,000 所得税企業負担 1,320,972 住宅手当 1,860,000 旅行傷害保険 150,000 雇用元宛出張旅費 300,000 赴任旅費 200,000 手取り給与総額 7,062,528 法人別負担合計 1,114,972 10,030,972 総額 11,145,944

シニア人材が求める就労条件は、個々の動機によって大きな幅があります。シニア人材の就 労スタイルの選択肢が増加し、個人の志向に併せて選択される時代となっています。

変革期にある中国ビジネスにおいて、シニア人材の豊富な経験を適所に、雇用者・就労者双 方のニーズに合わせて、税制をはじめとする法令順守に留意しながら活用することで、迅速 な対応を試みる企業が増加しています。

#### (執筆者のご連絡先とメッセージ)

中国: パソナ上海

> 上海市淮海中路 222 号力宝広場 910 室 ₹200021 TEL: 86-21-5382-8210 FAX: 86-21-5382-8219

E-mail: pasona@pasona.com.cn

パソナ広州

広州市天河北路 233 号中信広場写字楼 1416 号室 〒510613

TEL: 86-20-3891-1701 FAX: 86-20-3891-1702

E-mail: jsgz@pasona.com.cn

パソ<u>ナ</u>北京

北京市東城区東長安街 1 号東方広場西 1 弁公楼 603B 室 FAX: 86-10-8518-7173 TEL: 86-10-8518-7172

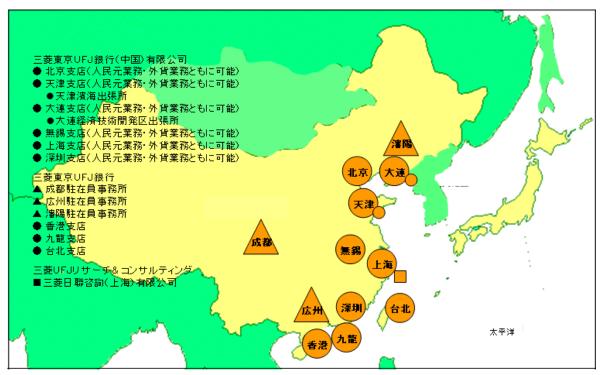
E-mail: beijing@pasona.com.cn 日本: 株式会社 パソナグローバル

東京都千代田区大手町 2-1-1 大手町野村ビル TEL: 03-6214-1571 FAX: 03-5200-3077

E-mail: info@pasona-global.com

# RRRR

# MUFG中国ネットワーク



#### 三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司

拠 点	住 所	電話
北京支店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京発展大厦2楼	86-10-6590-8888
天 津 支 店 天津濱海出張所	7 CT-111111111111111111111111111111111111	86-22-2311-0088 86-22-5982-8855
大 連 支 店 大連経済技術開発区出張所	7 (AZ 17 ZE	86-411-8360-6000 86-411-8793-5300
無 錫 支 店	江蘇省無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10楼	86-510-8521-1818
上海支店	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯亜大厦20階	86-21-6888-1666
深圳支店	深圳市羅湖区建設路2022号 深圳国際金融大厦16楼	86-755-8222-3060

#### 三菱東京UFJ銀行

成都駐在員事務所	四川省成都市総府街31号 成都総府皇冠假日酒店 (村)ディインケラウンフプラザン2617号室	86-28-8674-5575
広州駐在員事務所	広東省広州市天河北路233号 中信広場28-02室	86-20-3877-0268
瀋陽駐在員事務所	遼寧省瀋陽市瀋河区悦賓街1号 方圓大厦7階705号	86-24-2250-5599
香 港 支 店	8F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九龍支店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台北支店	台湾台北市民生東路3段109号聯邦企業大樓9階	886-2-2514-0598

#### 三菱UFJリサーチ&コンサルティング

-   二菱目聯合詢八上海/有限公司   上海市/用果新达陸黎嘴珠路1233方匯里入厦23階   180-21-5888-35		三菱日聯咨詢(上海)有限公司	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯亜大厦23階	86-21-5888-3590	
---	--	----------------	--------------------------	-----------------	--

# 【本邦におけるご照会先】

#### 国際業務部 中国業務支援室

東京: 03-5252-1648 (代表) 大阪: 06-6206-8434 (代表) 名古屋: 052-211-0944 (代表)

# 「BTMU中国月報」編集責任:三菱東京UFJ銀行 国際業務部 中国業務支援室 情報開発チーム

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。